

大野城市 一般廃棄物処理基本計画

令和3年6月

大野城市

第1編	総論	1
第1章	一般廃棄物処理基本計画の概要	2
第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	本計画の位置づけ	3
第3節	国際的な動向	5
第4節	計画目標年次	6
第5節	計画の主体	6
第6節	計画の対象	6
第2編	ごみ処理基本計画	7
第1章	ごみ処理・処分などの現状と課題	8
第1節	運営・管理体制	8
第2節	収集・運搬体制	9
第3節	ごみ減量・リサイクルへの取組状況	10
第4節	ごみ処理・処分施設の状況	12
第5節	指標で見る大野城市のごみ処理	15
第6節	ごみ処理の評価	22
第2章	前計画値の目標の振り返り	24
第3章	人口の将来予測	28
第4章	ごみ処理基本計画	29
第1節	基本理念	29
第2節	計画の体系	31
第3節	基本方針	32
第4節	具体施策	33
第5節	ごみ減量・リサイクルなどの目標設定	39
第6節	ごみ排出量の将来予測結果	46
第3編	生活排水処理基本計画	48
第1章	生活排水処理の現状	49
第1節	生活排水の処理体系	49
第2節	処理施設の概要	50
第3節	生活排水処理形態別人口の推移	51
第4節	し尿・汚泥処理量の推移	52
第5節	生活排水の処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測	53
第2章	生活排水処理基本計画	54
第1節	生活排水処理計画	54
第2節	し尿・汚泥処理計画	55
資料編	大野城市のごみ処理の歴史	56
	ごみ量の定義	63

第 1 編 総論

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画ⁱは、一般廃棄物ⁱⁱの発生から最終処分に至るまでの基本的事項、具体的な施策、処理施設の位置付けを策定するものです。

本市では、これまで本計画に基づき、廃棄物の発生・排出抑制などを目指してきました。市民・事業所の皆様のご理解とご協力により、ごみの減量は進んでいますが、ここ数年はわずかな減量幅にとどまっております。ごみの処理には年間約13億円もの費用（令和元年度）を費やしています。

このような状況を踏まえ、人口推移や社会情勢の変化に対応する施策の見直しをするため、「大野城市一般廃棄物処理基本計画」を改定します。

環境負荷低減に向けた賢い選択ができる社会を目指すために、^{ソサエティー}Society 5.0ⁱⁱⁱの実現や、市民・事業者・行政が互いに連携強化を図り、次の世代のために安全・安心で持続的な好循環が可能なまちづくりを目指します。



ⁱ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく法定計画であり、本市が長期的・総合的視野に立って、計画的なごみ及び生活排水の処理の推進を図るための基本方針となるもの。

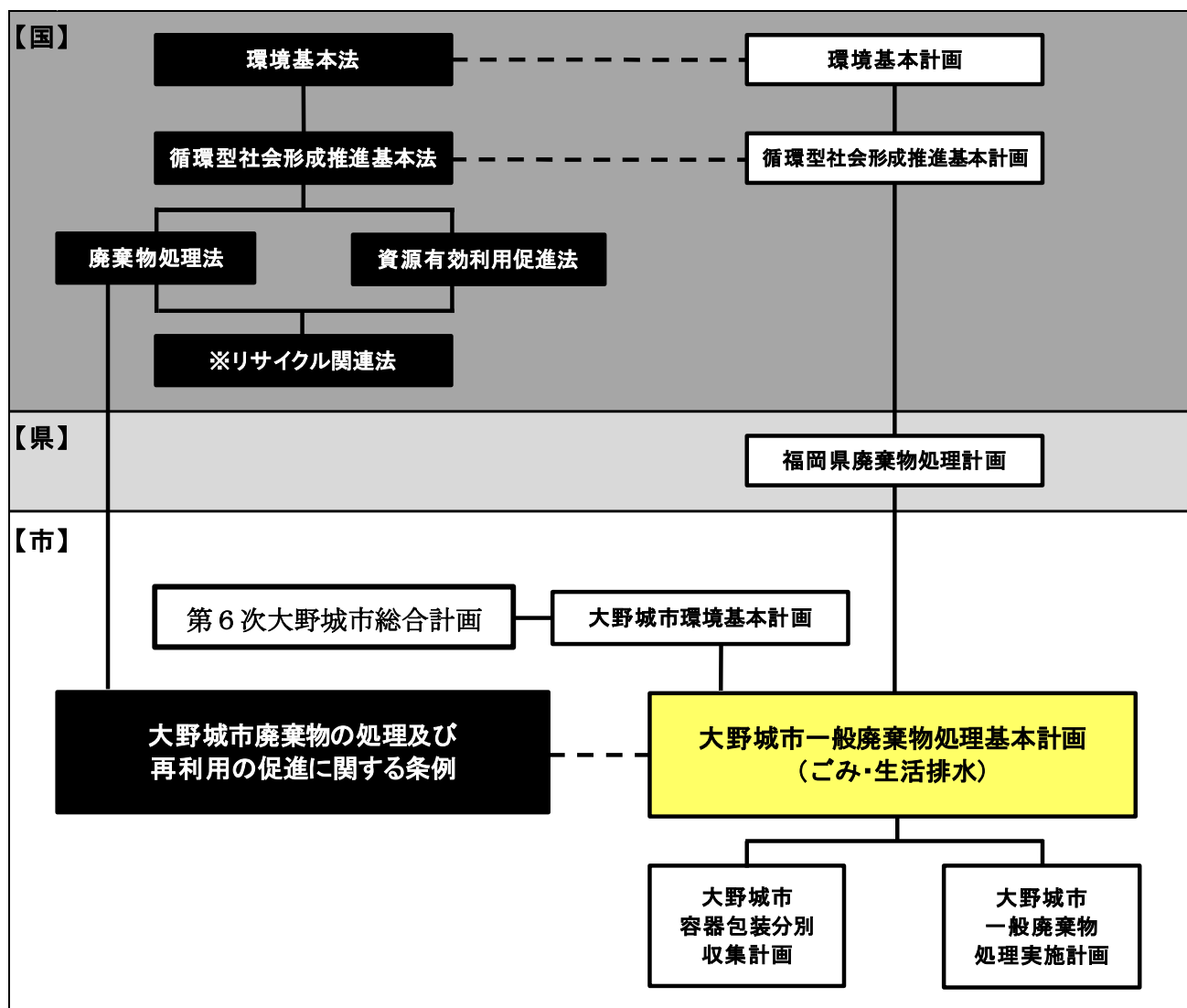
ⁱⁱ 日常生活に伴って排出されるごみや、し尿のこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に分類し、「一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物」と定義しています。一般廃棄物には、家庭から排出される廃棄物と事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物とがあります。

ⁱⁱⁱ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と高齢化による労働力の減少などの社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続き、超スマート社会（Society 5.0）として新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として政府により提唱されました。（内閣府HPより）

第2節 本計画の位置づけ

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する「一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」とし、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成するものとします。



※リサイクル関連法には以下を含みます。

[法律名]
(容器包装リサイクル法 ⁱ) ※容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
(家電リサイクル法 ⁱⁱ) ※特定家庭用機器再商品化法
(食品リサイクル法 ⁱⁱⁱ) ※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
(建設リサイクル法 ^{iv}) ※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(自動車リサイクル法 ^v) ※使用済自動車の再資源化等に関する法律
(小型家電リサイクル法 ^{vi}) ※使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
(グリーン購入法 ^{vii}) ※国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律

ⁱ 消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担のもとでリサイクルを推進することを定めた法律です。対象となる容器包装廃棄物は、びん、缶、プラスチック製品など、商品の容器及び包装で商品の消費に伴って捨てられるものとなっています。平成9年の法律施行時点では、ガラス製容器、ペットボトル（飲料及びしょうゆ用のもの）などが再商品化義務の対象になっていましたが、平成12年4月からは、紙製の容器包装及びプラスチック製の容器包装が対象に追加されています。

ⁱⁱ 使用済み廃家電製品の製造業者などに、新たにリサイクルを行う義務を課すことを基本とする再商品化の仕組みを定めた法律です。法律では、家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目について、小売業者による引取及び製造業者など（製造業者、輸入業者）による再商品化（リサイクル）が義務づけられ、消費者（排出者）には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

ⁱⁱⁱ 食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用することによって、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用を促進することを目的として定められた法律です。

^{iv} 特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板などを含む）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物などに係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事などであって、一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者などに対し、分別解体及び再資源化などを行うことを義務づけた法律です。

^v 自動車メーカーを含めて、自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことにより、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うことを目的として定められた法律です。

^{vi} デジタルカメラやゲーム機などに利用されている金属その他の有用なものの相当分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化を促進するために定められた法律です。

^{vii} 持続可能な発展による循環型社会の形成を目指し、供給面だけでなく、国などが自ら率先して環境物品などを優先的に購入することで需要面からも環境物品などの市場を促進することを目的に、平成12年5月「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）が制定されました。グリーン購入法では、国などが重点的に調達を推進すべき環境物品などの分野・品目と、その「判断の基準」を基本方針として定めています。

第3節 国際的な動向

平成27年9月、国連サミットで持続可能な開発目標^{エスディージーズ}SDGs（Sustainable Development Goals）（図1-1参照）が全会一致で採択されました。SDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、令和12年を期限とする17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成されています。特に、SDGsを受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、「循環型社会ⁱの構築」「食品廃棄物の削減や活用」「海洋ごみ対策の推進」などが含まれています。国連に加盟する我が国では、SDGsを達成するための取組を踏まえ、平成30年に環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画が改定されています。

また、同じく平成27年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されましたが、令和元年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するためには「令和32年までにCO₂（二酸化炭素）の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

国際社会の一員である大野城市でも、ごみを減量し、焼却量を減らすというアプローチからCO₂の削減に取り組むことが求められています。



図1-1 SDGsポスター（国際広報連合センターHPより引用）

ⁱ 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法により、第一に製品が廃棄物になることを抑制し、第二に排出された廃棄物についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会」とされています。また、廃棄物の処理の優先順位を、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めています。

第4節 計画目標年次

本計画は、令和3年度を基準年度とし、令和3年度～令和12年度の10年間を計画期間としたものです。なお、本計画については、おおむね5年ごと、又は一般廃棄物処理に係る諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直すものとします。

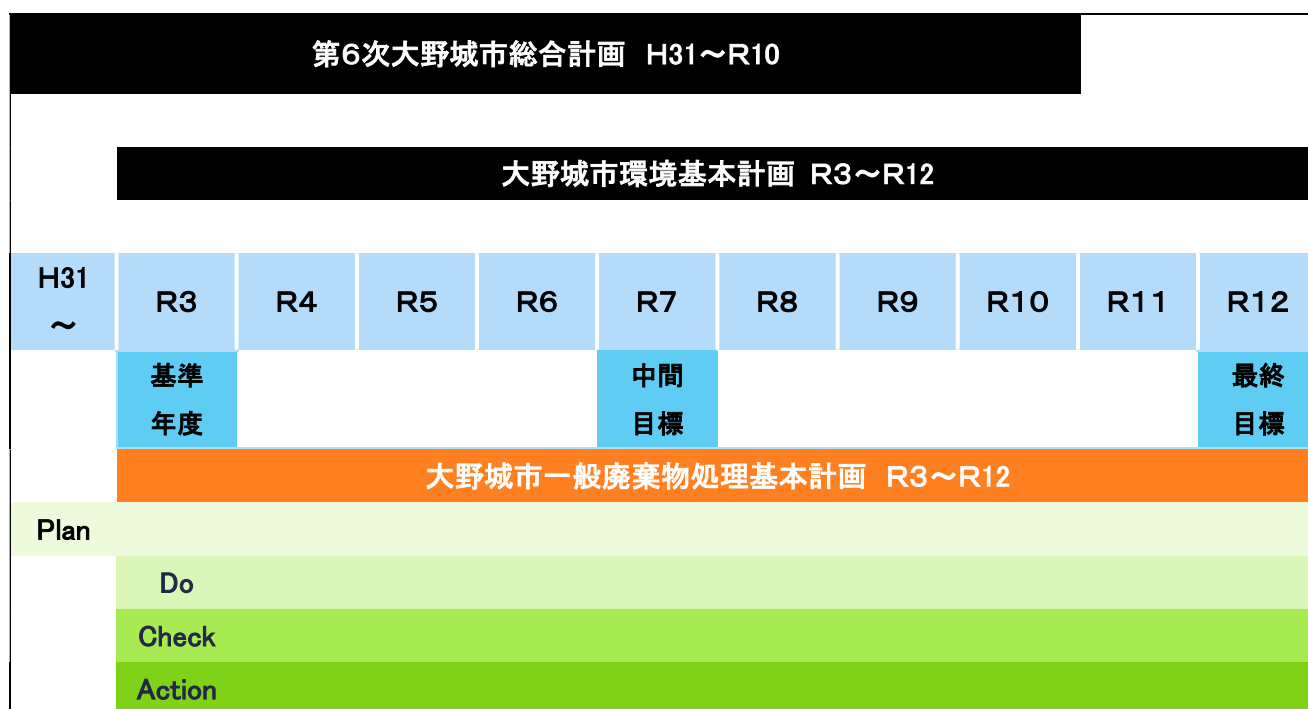


図1-2 市関連計画の年次とPDCAサイクル

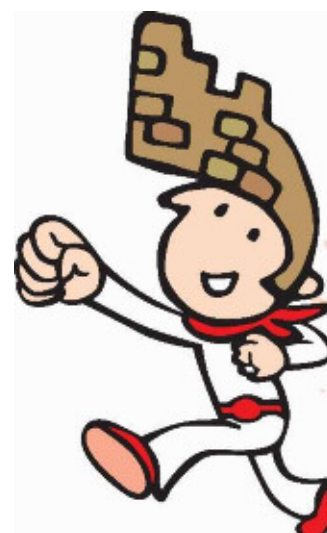
第5節 計画の主体

計画の主体は、「市民」「事業者」「行政」です。

各主体は、互いに連携しながら、循環型社会の構築に向けた取組を推進するために協働し、それぞれの役割を果たすことが求められます。

第6節 計画の対象

計画の対象となる廃棄物は、本市から発生する「一般廃棄物（ごみ及び生活排水）」とします。また、計画の対象となる地域は、本市全域です。



第 2 編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・処分などの現状と課題

第1節 運営・管理体制

ごみ処理に関する現在の運営・管理体制は、表2-1に示すとおりです。

表2-1 ごみ処理に関する運営・管理体制（令和2年度現在）

区分			体制	管理
収集・運搬				大野城市
中間処理	可燃	福岡都市圏南部工場 (クリーン・エネ・パーク南部)		福岡都市圏南部環境事業組合
	不燃	春日大野城リサイクルプラザ		春日大野城衛生施設組合
	剪定枝 廃木材など	大野城環境処理センター		大野城太宰府環境施設組合
最終処分	焼却残さ ⁱ	福岡都市圏南部最終処分場 (グリーンヒルまどか)		福岡都市圏南部環境事業組合
	不燃残さ ⁱⁱ	春日大野城一般廃棄物最終処分場		春日大野城衛生施設組合

ⁱ ごみを焼却処理した後に残る焼却灰、飛灰のこと。

ⁱⁱ 不燃ごみ・資源ごみなどを処理した後のリサイクル不可能な残さのこと。

第2節 収集・運搬体制

基本的な収集・運搬の体制は、表2-2に示すとおりです。

本市では、6種類の分別とし、有害ごみ以外は、指定袋及び粗大ごみシールにより収集しています。また、一般家庭から出る有害ごみについては、公民館、市役所などへの拠点回収（持ち込み）としています。

表2-2 収集・運搬体制（令和2年度現在）

区分		収集方式	収集回数	収集時間	収集主体
家庭系ごみ ⁱ	可燃ごみ（もえるごみ）	各戸	2回／週	夜間	委託業者 （3社）
	不燃ごみ	ステーション	1回／月		
	その他のもえないごみ		2回／月		
	資源ごみ		2回／月		
	粗大ごみ	各戸	1回／月	日中	許可業者 （3社）
	有害ごみ	拠点回収	1回／週		
	臨時収集 （多量排出や定期収集日以外の収集など）	各戸	随時	随時	許可業者 （3社）
事業系ごみ ⁱⁱ		個別	随時	夜間	

ⁱ 家庭の日常生活に伴って生じた普通ごみ、粗大ごみのこと。

ⁱⁱ 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類の産業廃棄物以外のもの。これには、製造業・卸売業・小売業・サービス業などを営む企業や法人のほかに、公共施設から発生する一般廃棄物も含まれます。

第3節 ごみ減量・リサイクルへの取組状況

現在のごみ減量・リサイクルの推進に係る取組は、表2-3に示すとおりです。

また、過去5年の主な取組は、表2-4に示すとおりです。

表2-3 ごみ減量・リサイクルの推進に係る取組状況

ごみ処理手数料	○有料指定袋・シールで排出	家庭用 もえるごみ（小） 150 円/10 枚 もえるごみ（中） 300 円/10 枚 もえるごみ（大） 450 円/10 枚 資源ごみ（小） 200 円/10 枚 資源ごみ（大） 300 円/10 枚 ペットボトル・白色トレイ 300 円/10 枚 事業所用 もえるごみ（小） 900 円/10 枚 もえるごみ（大） 700 円/5 枚 資源ごみ 900 円/10 枚 ペットボトル・白色トレイ 900 円/10 枚 共通 粗大ごみシール 525 円/1 枚
	○ビン・缶 ○ペットボトル・白色トレイ	○指定袋に分別し、指定日にステーションへ排出、収集された資源ごみは春日大野城リサイクルプラザで選別され資源化
補助金・奨励金制度	○生ごみ処理機購入費補助制度 ○生ごみ処理容器購入費補助制度 ○生ごみ堆肥化促進剤購入費補助制度 ○ダンボールコンポストセット購入費補助制度 ○ダンボールコンポスト基材購入費補助制度 ○古紙等回収奨励金交付制度 ○資源再利用事業用具の貸与及び譲渡制度	○購入金額の 1/2 補助（上限 2 万円、5 年間に 1 基） ○購入金額の 1/2 補助（上限 3 千円/基、5 年間に 2 基） ○購入金額の 1/2 補助（上限 350 円/個、1 年度に 8 個） ○購入金額の 1/2 補助（上限 1 千円、5 年間に 1 個） ○購入金額の 1/2 補助（上限 150 円/個） ・もみ殻くん炭・やしの実チップ 1 年度に合計 12 個 ・ダンボールコンポスト用ダンボール 1 年度に 6 個 ・虫除けカバー 1 年度に 2 個 ○古紙・古布の集団回収に対して奨励金（基準額 7 円/kg）を交付 ※一定の条件を満たせば加算あり ○集団回収を行う団体に古紙等回収倉庫を貸与（5 年間に 1 基）

普及啓発	○クリーンシティおおのじょう ○広報活動 ○ダンボールコンポスト ○出前講座 ○食べきり！おおのじょう 3010 運動	○全市一斉清掃の実施、ごみの投げ捨て防止、ごみを家庭へ持ち帰る運動の推進（春・秋に年2回実施） ○広報紙・大野城市ホームページなどにごみ関連情報・記事などを掲載。各家庭への「ごみの正しい出し方」の配布、小学生向け小冊子の製作・配布 ○ダンボールコンポスト講習会を定期的開催 小学校へ学習教材として配布し、小学生に使用してもらう ○市民の自主学習の場に、市職員が講師として出向き、ごみとリサイクルの現状及び取組についての説明 ○市内飲食店を中心に、宴会時の食べきりについてポスターなどの啓発物の設置・SNSⁱでの啓発
条例の制定	○空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 ○廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	○空き缶などの散乱を防止し、その回収による再資源化を促進するための条例 ○大野城市におけるごみ処理やリサイクルを促進するための条例

表 2-4 過去 5 年の主な取組の実績

取組		H27	H28	H29	H30	R1
補助金・奨励金制度	生ごみ処理(乾燥)機	6 台 101,793 円	9 台 171,900 円	11 台 219,644 円	16 台 224,400 円	16 台 233,379 円
	生ごみ処理容器	9 個 18,104 円	6 個 13,627 円	3 個 8,561 円	0 個 0 円	2 個 4,134 円
	生ごみ堆肥化促進剤	46 個 11,265 円	68 個 17,107 円	36 個 7,707 円	48 個 11,461 円	28 個 6,788 円
	ダンボールコンポストセット	36 個 36,000 円	20 個 19,513 円	17 個 16,513 円	16 個 16,000 円	16 個 16,000 円
	ダンボールコンポスト基材	502 個 72,625 円	528 個 76,500 円	454 個 65,505 円	388 個 57,340 円	365 個 54,400 円
	古紙等回収奨励金	2,931,062kg 22,877,092 円	2,736,979kg 21,209,407 円	2,619,341kg 20,367,207 円	2,475,140kg 19,294,725 円	2,416,085kg 19,093,202 円
	資源再利用事業用具貸与	8 個	7 個	3 個	8 個	4 個
	ダンボールコンポスト	定期講習会				
		御笠の森小学校				
		他 1 件	他 2 件	他 1 件	他 0 件	他 2 件
普及啓発	出前講座	4 件	1 件	1 件	0 件	2 件

ⁱ ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、インターネット上で構築するネットワークサービスのこと。代表的なものとして、フェイスブックやツイッターなどがあります。

第4節 ごみ処理・処分施設の状況

1. 中間処理施設

本市の可燃ごみは、福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）で焼却処理しています。

不燃ごみは、春日大野城リサイクルプラザで、鉄、アルミ、可燃物及び不燃物の4種類に機械選別し、資源ごみは資源回収を主たる目的として、鉄、アルミ、カレット、ペットボトル、白色トレイに機械選別又は手選別処理を行っています。選別された可燃物は、クリーン・エネ・パーク南部へ搬出の上焼却し、資源物は種類ごとに取扱い業者に売却又は引き渡しています。

また、剪定枝・廃木材などは、大野城環境処理センターで自己搬入を受け付け、資源リサイクル事業者に引き取ってもらっています。（緑のリサイクル事業）

表2-5 中間処理施設の概要

名称	福岡都市圏南部工場 (クリーン・エネ・パーク南部)	春日大野城リサイクルプラザ	大野城環境処理センター
所在	春日市大字下白水 104-5	春日市春日公園 6-2	大野城市大字牛頸 2472 番地
供用開始	平成 28 年 4 月	平成 7 年 3 月	平成 15 年 11 月 ※緑のリサイクル事業開始
処理方法	焼却	破碎・圧縮・梱包・選別	資源リサイクル事業者へ引き渡すための一時保管
処理能力	510t/日	70t/日	約 220 m ² (ストックヤードの保管面積)
対象廃棄物	可燃ごみ、 粗大ごみ (可燃)	ビン・缶、 その他のもえないごみ、 ペットボトル・白色トレイ、 粗大ごみ (不燃)	剪定枝葉、 刈草、枯木、枯葉、 廃木材、木製家具

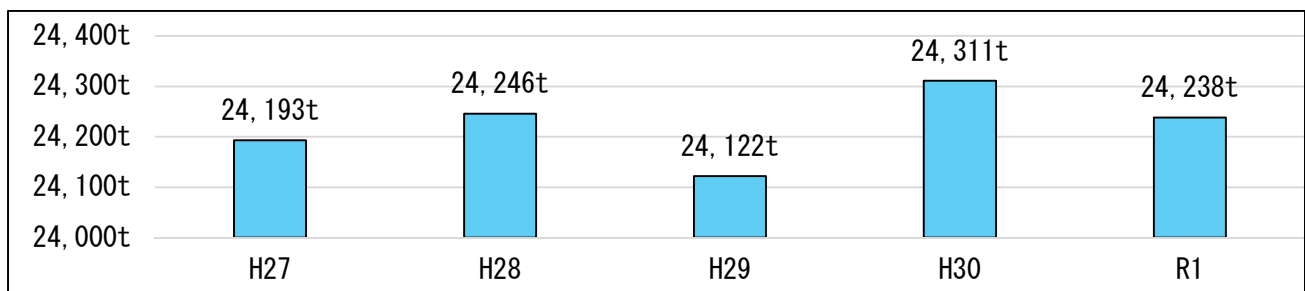


図 2 - 1 福岡都市圏南部工場の処理量（大野城市分）



図 2 - 2 春日大野城リサイクルプラザの処理量（大野城市分）

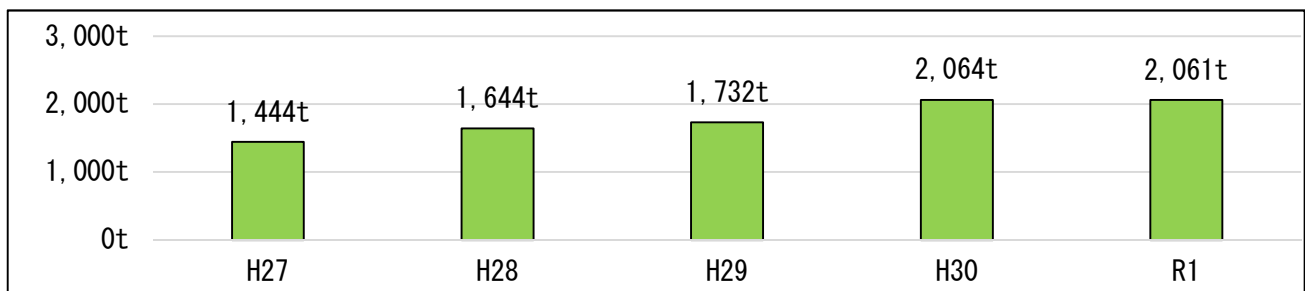


図 2 - 3 大野城環境処理センターの処理量（大野城市分）

2. 最終処分場

本市では、可燃ごみの焼却処理後の焼却残さは、福岡都市圏南部最終処分場（グリーンヒルまどか）に埋立処分し、春日大野城リサイクルプラザにおける不燃残さについては、隣接の春日大野城一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

表 2－6 最終処分場の概要

名称	福岡都市圏南部最終処分場 （グリーンヒルまどか）	春日大野城一般廃棄物最終処分場
所在	大野城市大字中 9 0 6－1 2	春日市春日公園 6－2
供用開始	平成 28 年 4 月	平成 6 年 12 月
埋立容積	516,000 m ³ （埋立率：8.49％）	38,900 m ³ （埋立率：42.31％）
埋立残容量	472,196 m ³ （R 2.3 時点）	22,443 m ³ （R 2.3 時点）
対象廃棄物	焼却残さ	不燃残さ

第5節 指標で見る大野城市のごみ処理

1) ごみ処理人口

本市におけるごみ処理人口及び世帯の推移は、図2-3に示すとおりであり、近年は増加傾向となっています。また、ごみ処理人口の近隣市との比較は図2-4に示すとおりです。

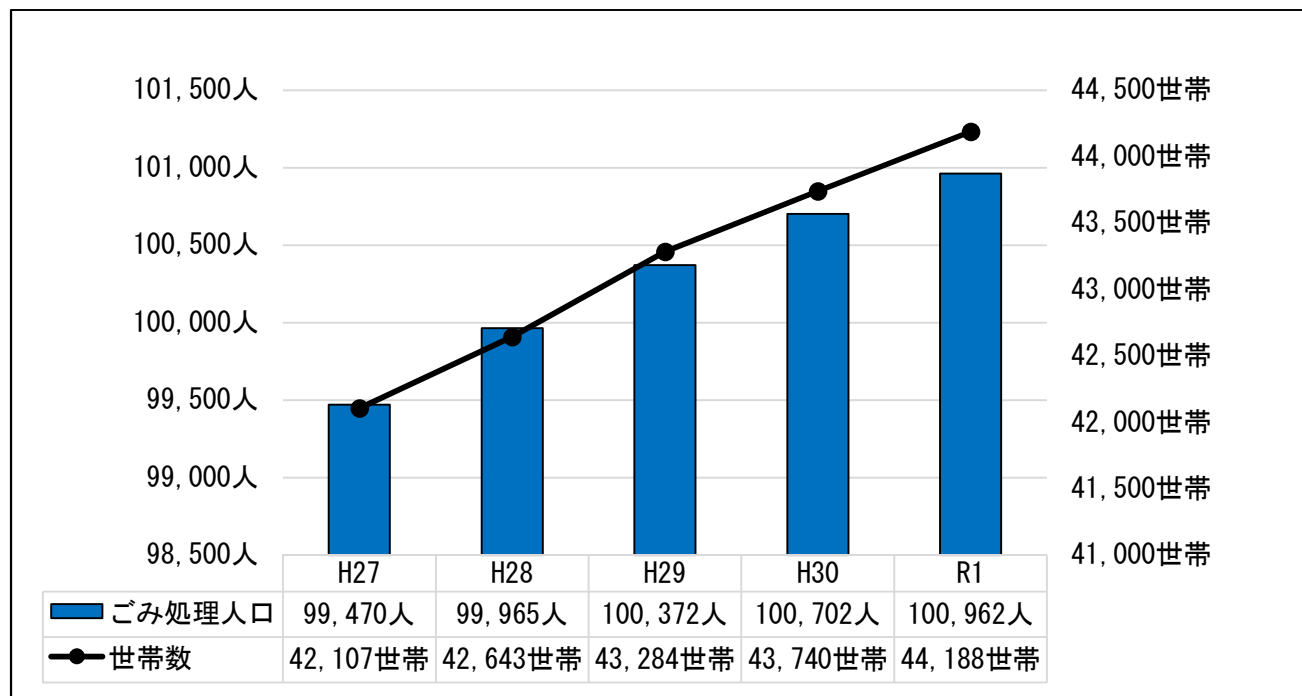


図2-3 ごみ処理人口及び世帯の推移

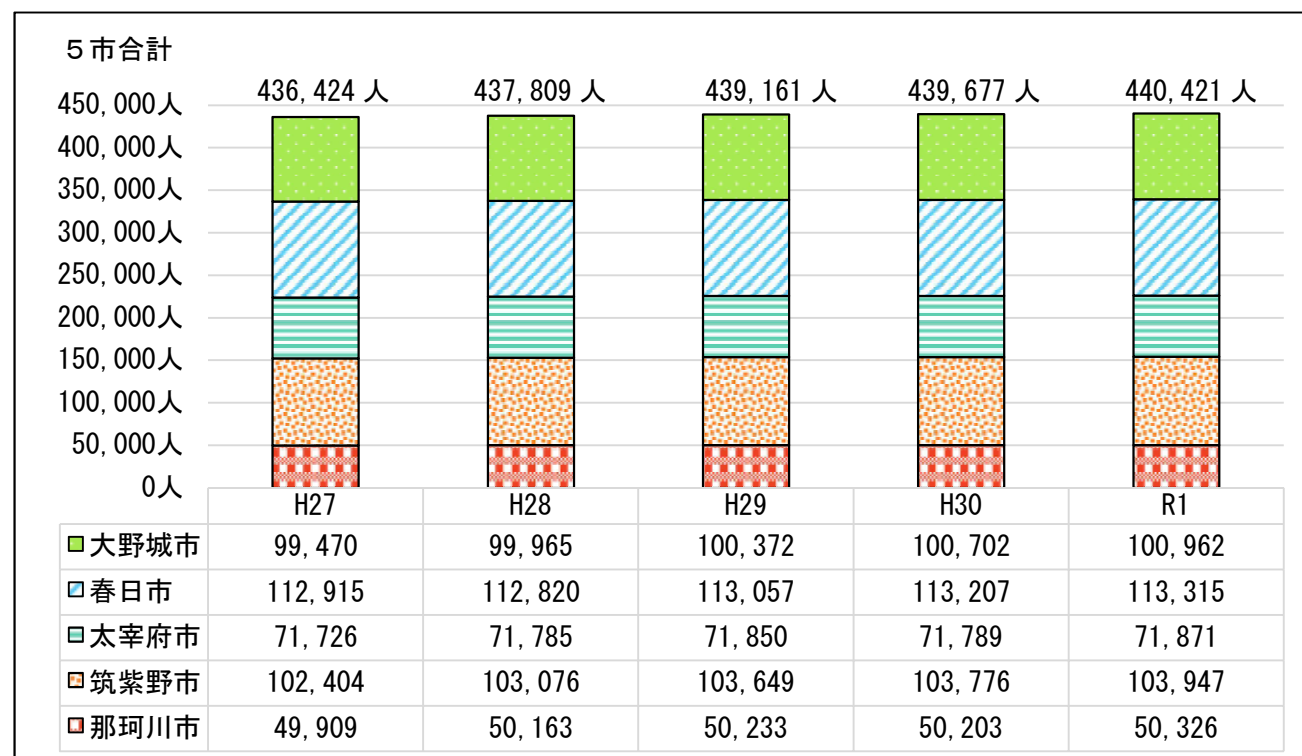


図2-4 ごみ処理人口の近隣市町村との比較

2) ごみ排出量

本市におけるごみ排出量ⁱの推移は、表 2－7 に示すとおりで、近年やや増加傾向にあります。

ごみ排出量の内訳及び 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の内訳は図 2－5 に示すとおりです。

ごみの排出量は、温暖化とも密接な関係があるため、温室効果ガスの削減のためにもごみ排出量の更なる減量が必要です。

表 2－7 ごみ排出量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ排出量 (t)	27, 223	27, 543	27, 543	28, 131	28, 078

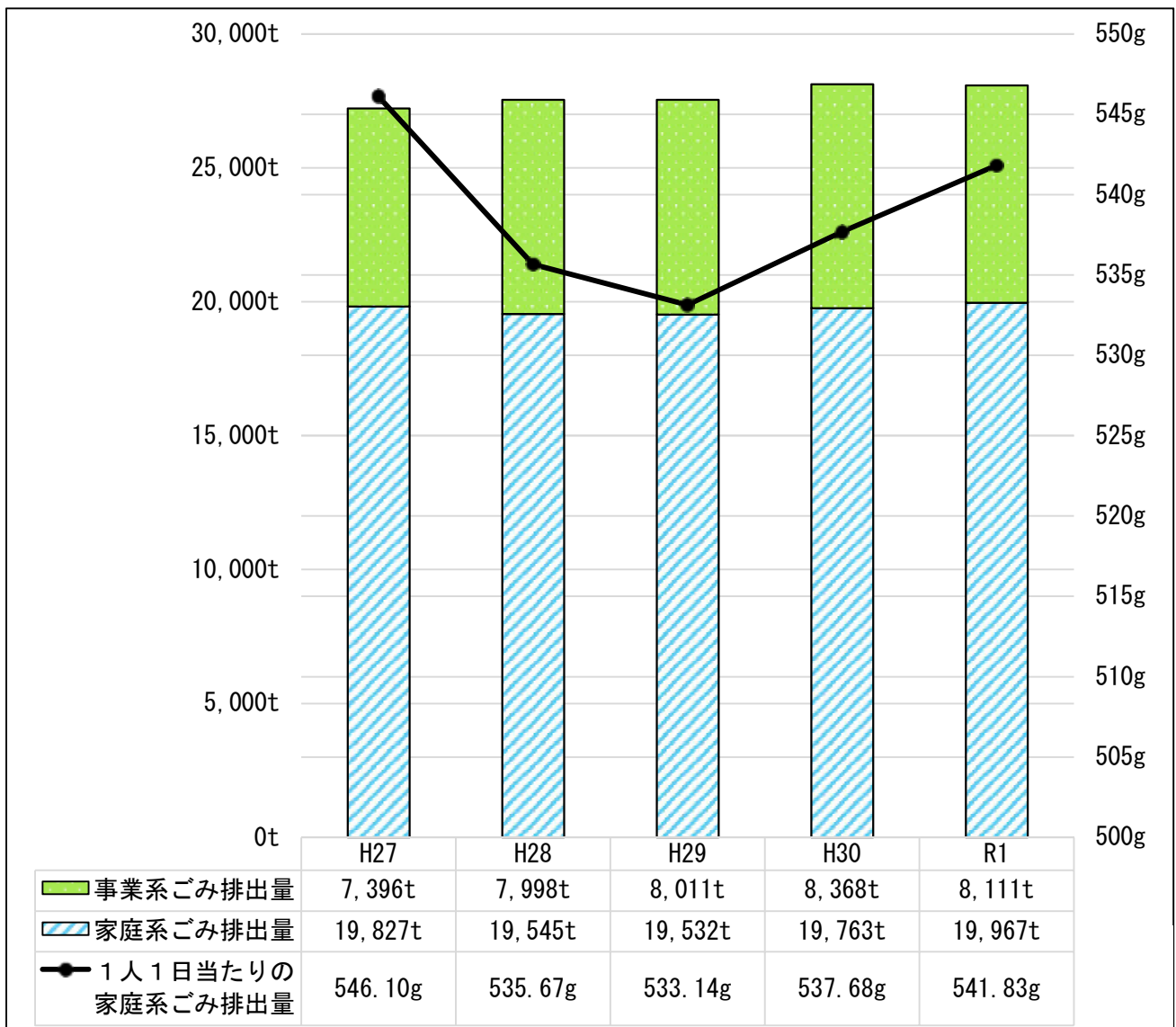


図 2－5 ごみ排出量の内訳及び 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

ⁱ 家庭や事業所などから出されるごみの量。収集するごみ排出量（ごみ収集量）に施設に持ち込まれるごみ排出量（直接搬入量）を合わせたもの。

3) 最終処分量の推移

焼却後の焼却残さは、図 2－6 に示すとおりです。平成 28 年 4 月から本稼動している福岡都市圏南部最終処分場（グリーンヒルまどか）で埋立処分しており、近年は横ばいで推移しています。使用期限は令和 22 年度までとなっていますが、ごみを減量せずにいると処分場の残容量にも影響を及ぼすことになります。

また、不燃残さは、春日大野城衛生施設組合の春日大野城一般廃棄物最終処分場で別途埋立処分しています。

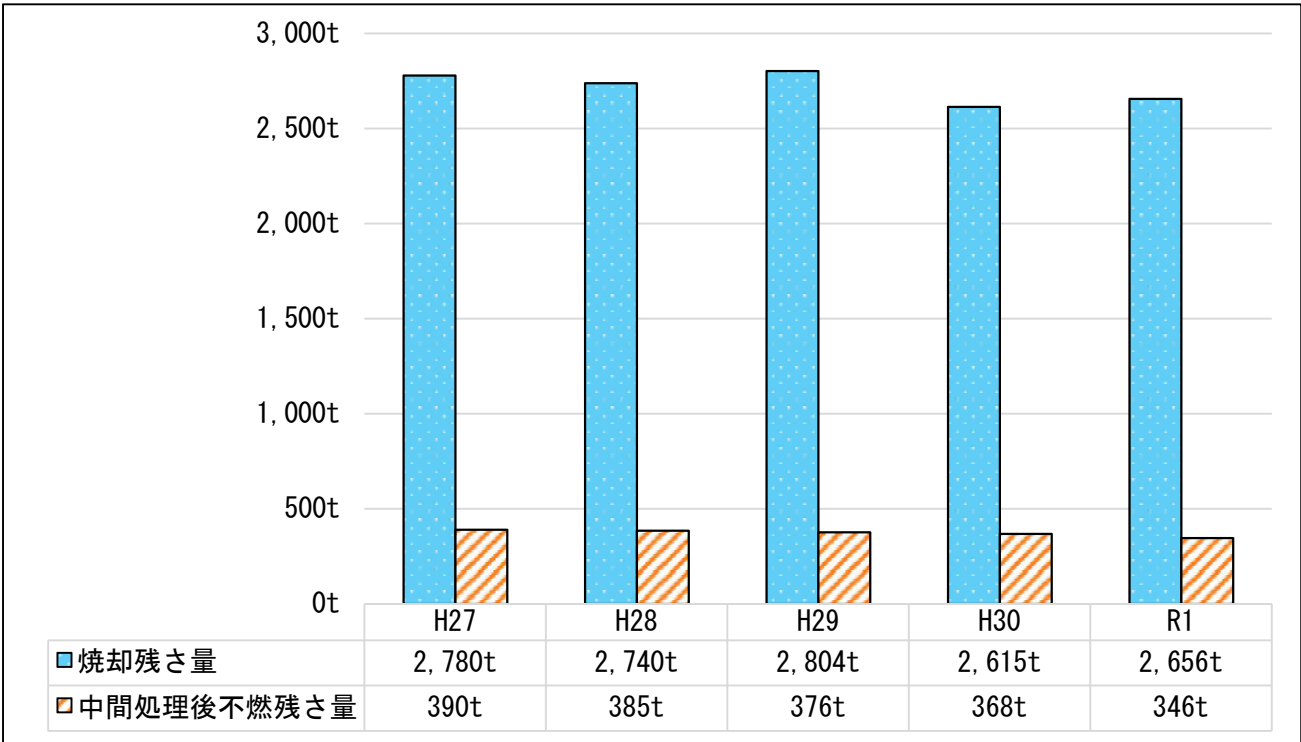


図 2－6 最終処分場の推移

4) ごみ処理費用

本市におけるごみ処理費用の状況は、図2-7に示すとおりです。

令和元年度のごみ処理費用は1,325,960千円で、1人当たり処理費は13,133円となっています。

ごみ処理費用の一部を賄うためにごみの有料化（市指定ごみ袋、粗大ごみシール）を行っています
が、それだけでは全てを賄えないため、貴重な税収を充当し処理している状況です。ごみ処理やり
サイクルには多くの費用がかかることから、ごみの発生量そのものを削減する必要があります。

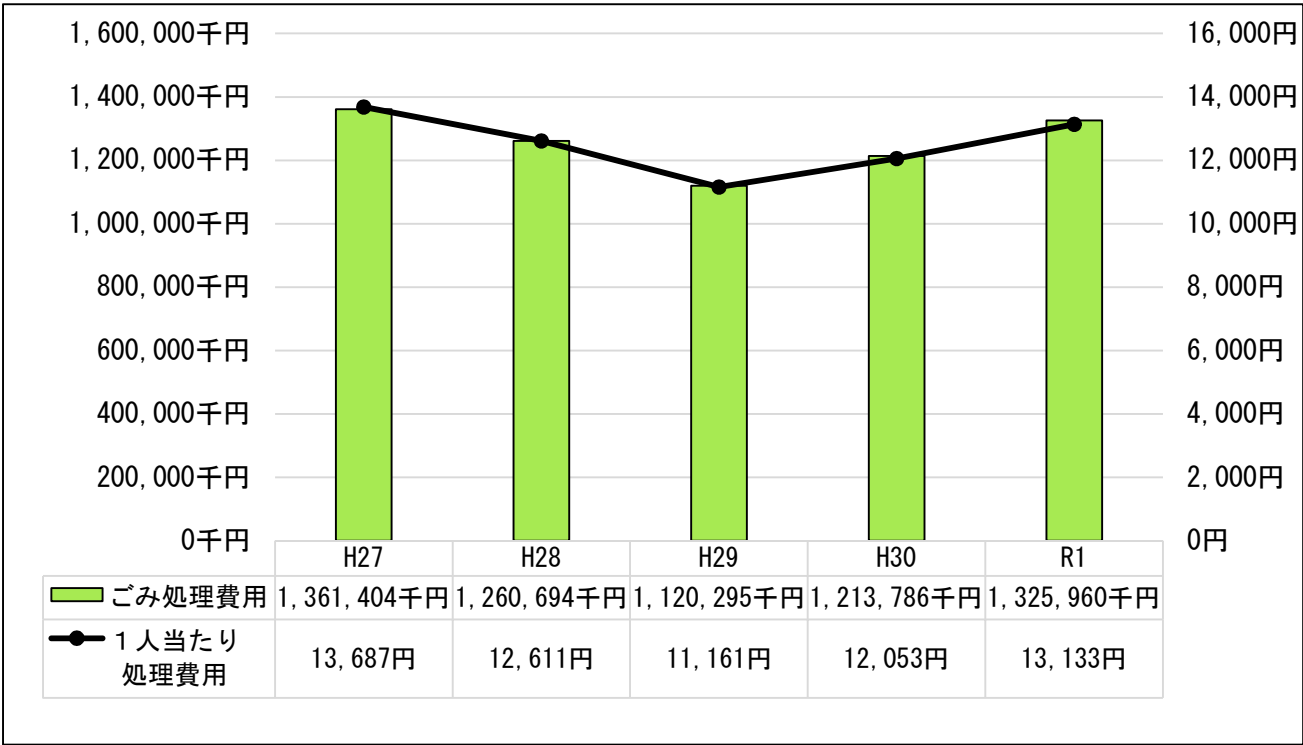


図2-7 ごみ処理費用の推移

5) 家庭系可燃ごみの組成（令和元年度の調査結果）

家庭系可燃ごみの湿重量ⁱ分析結果によるごみの組成は、図2-8に示すとおりです。

その内訳は、生ごみの割合が最も多く 35.05%、次いで紙ごみが 34.28%、プラスチックごみが 20.21%となっています。

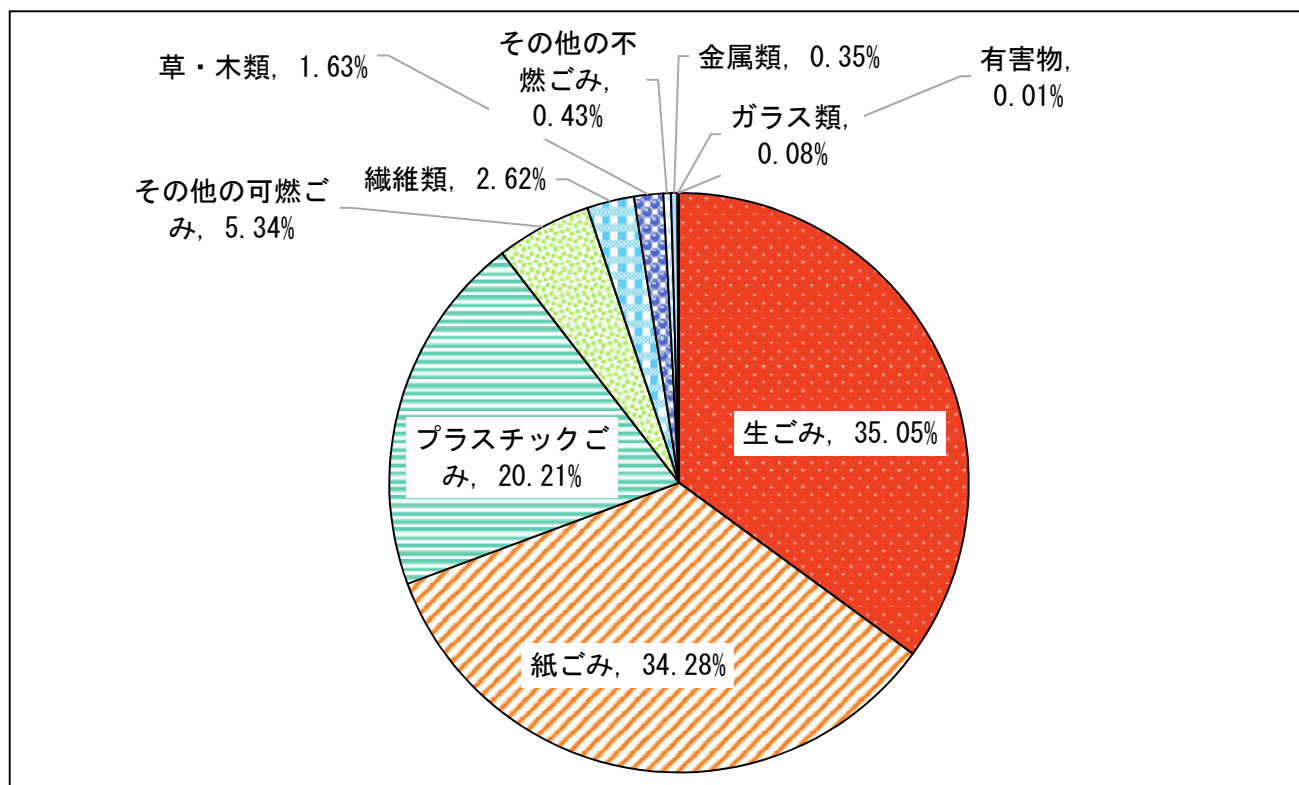


図2-8 家庭系可燃ごみの組成

【まとめ】

- ・家庭系可燃ごみの湿重量における組成割合は生ごみ、紙ごみが高くなっています。
- ・水分量は、家庭系可燃ごみ全体で 40%程度となっています。（令和元年度に実施したごみ組成調査結果による。）
- ・生ごみのうち、大部分が直接廃棄（手付かず食品）ⁱⁱによるものです。
- ・紙ごみのうち、約半分が古紙回収などによって資源化が可能なものです。

ⁱ 水分を含む重量のこと。

ⁱⁱ 賞味期限切れなどにより料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。

6) 家庭系可燃ごみの組成比較（平成 27 年度・令和元年度）

家庭系可燃ごみの組成調査の結果に、1 人 1 日当たりの家庭系可燃ごみの排出量を重ねた結果の比較は、図 2－9 に示すとおりです。

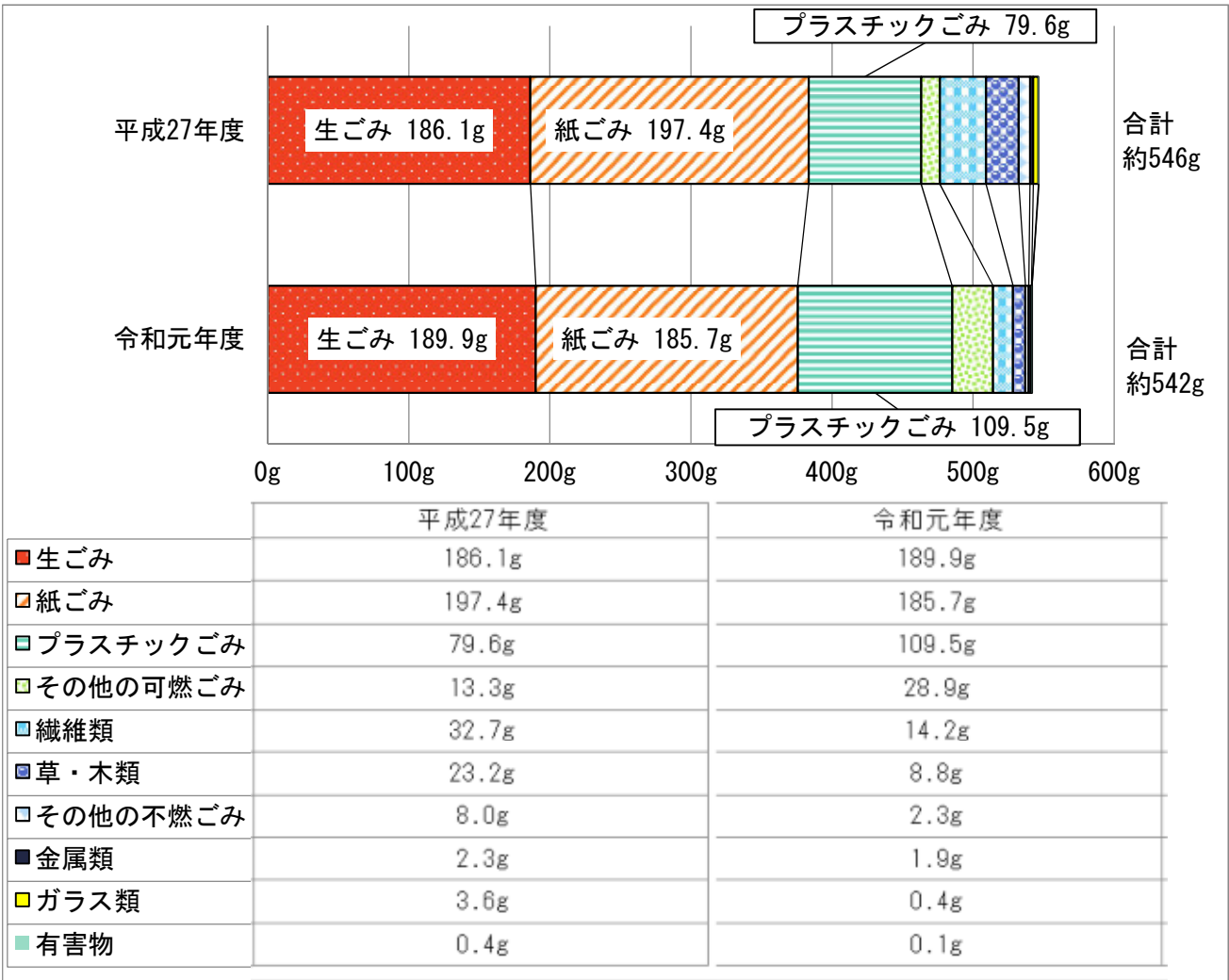


図 2－9 家庭系可燃ごみの組成比較（平成 27 年度・令和元年度）

【まとめ】

- ・ 生ごみと紙ごみは、それぞれ家庭系可燃ごみ全体の約 1/3 を占めています。
- ・ 平成 27 年度に比べて、1 人 1 日当たりの排出量が減少していますが、プラスチックごみ、その他の可燃ごみは大幅に増加しており、生ごみもわずかに増加しています。
- ・ 紙ごみ、繊維類、草・木類の排出量は減少しており、古紙回収やリサイクルの取組の成果が表れています。
- ・ 不燃ごみの混入率は減少しており、ごみの分別に対する市民の意識向上が見られます。

7) 事業系可燃ごみの組成（令和元年度の調査結果）

事業系可燃ごみの湿重量分析結果によるごみの組成は、図2-10に示すとおりです。

その内訳は、生ごみの割合が最も多く 58.91%、次いで紙ごみとプラスチックごみが 17.37%となっています。

なお、本調査の対象は、飲食店及び飲食を販売する小売店です。

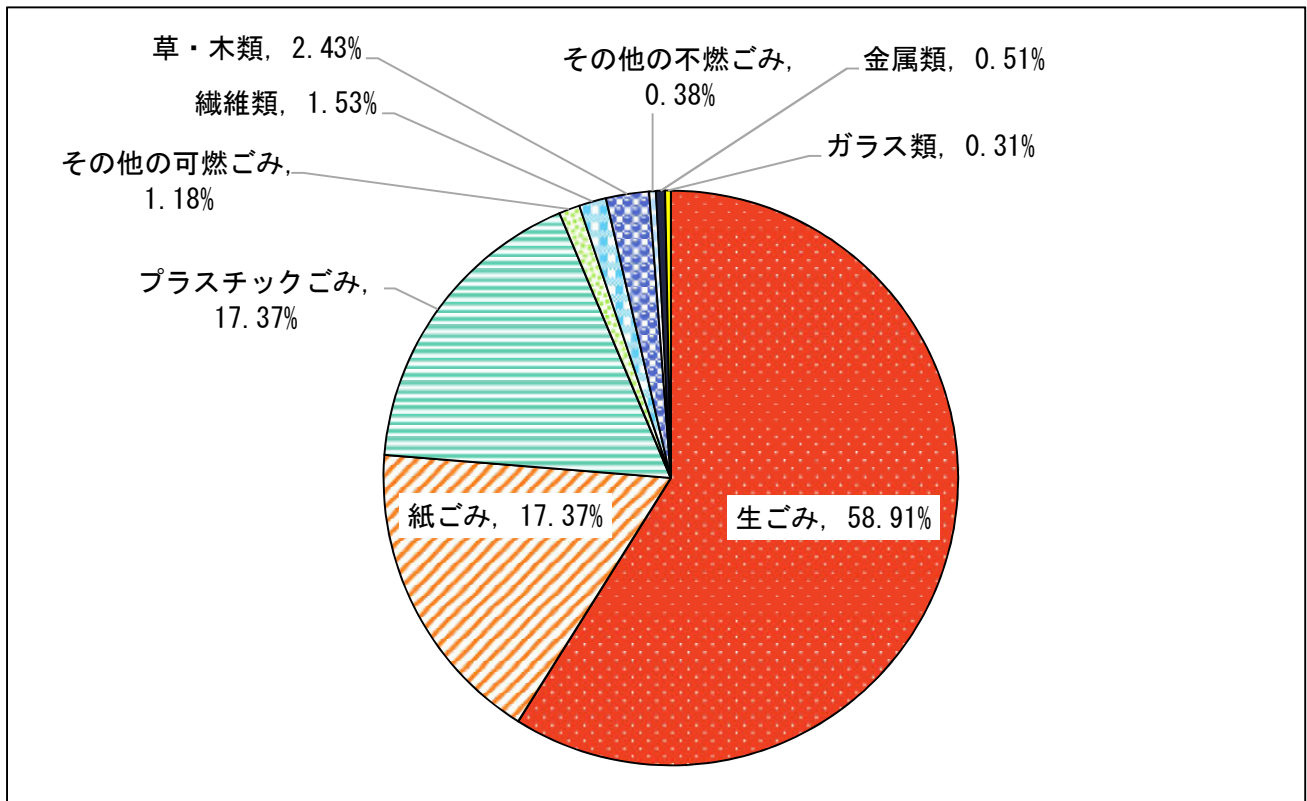


図2-10 事業系可燃ごみの組成

【まとめ】

- ・ごみの湿重量における組成割合は生ごみ類が特に高くなっています。
- ・生ごみ 58.91%の内訳は、下記のとおりで、23.73%が食品ロスⁱとなっています。
(不可食部：35.18%、直接廃棄：13.52%、食べ残し：5.82%、過剰除去ⁱⁱ：4.39%)

ⁱ 食べ残しや未使用食品など、食べられる状態であるにもかかわらず、捨てられた食品のこと。

ⁱⁱ 調理の際に野菜の皮を厚くむいてしまうなど、食べられる部分まで捨ててしまうこと。

第6節 ごみ処理の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、福岡県内類似市町村と比較して評価を行いました。（図2-11、図2-12）

本市の実績を示す線が、平均を示す線よりも外側に位置するほど良い評価、内側に位置するほど悪い評価となります。

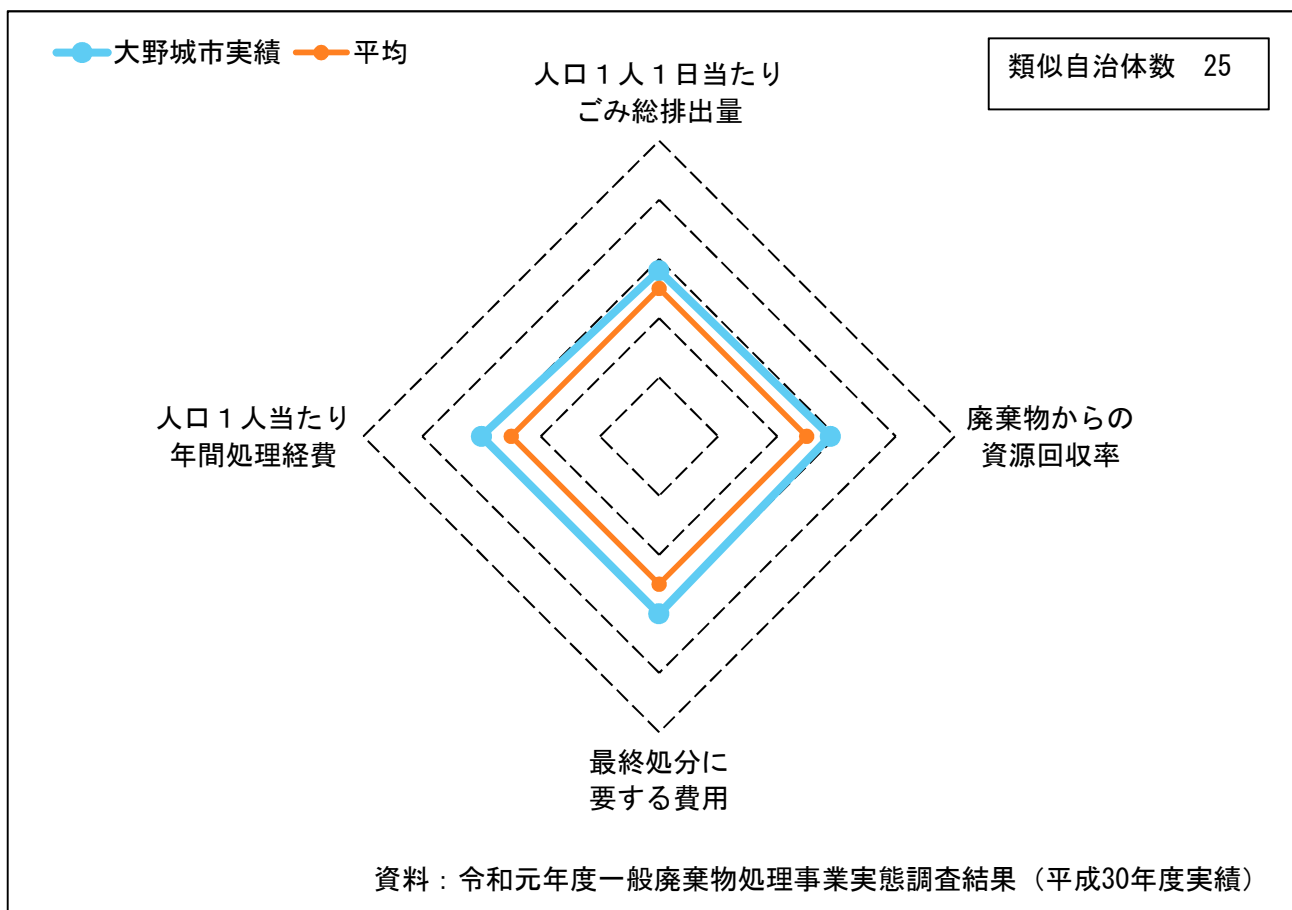


図2-11 福岡県内類似自治体との比較結果（出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール）

【分析と評価】

○人口1人1日当たりのごみ総排出量

類似自治体よりやや少ない。

○廃棄物からの資源回収率

類似自治体よりやや多い。

○最終処分減量に要する費用

類似自治体よりやや少ない。

○人口1人当たり年間処理経費

類似自治体よりやや少ない。

比較自治体

大牟田市 直方市 飯塚市
田川市 柳川市 八女市
筑後市 大川市 行橋市
豊前市 中間市 小郡市
筑紫野市 春日市 宗像市
太宰府市 古賀市 福津市
うきは市 宮若市 嘉麻市
朝倉市 みやま市 糸島市

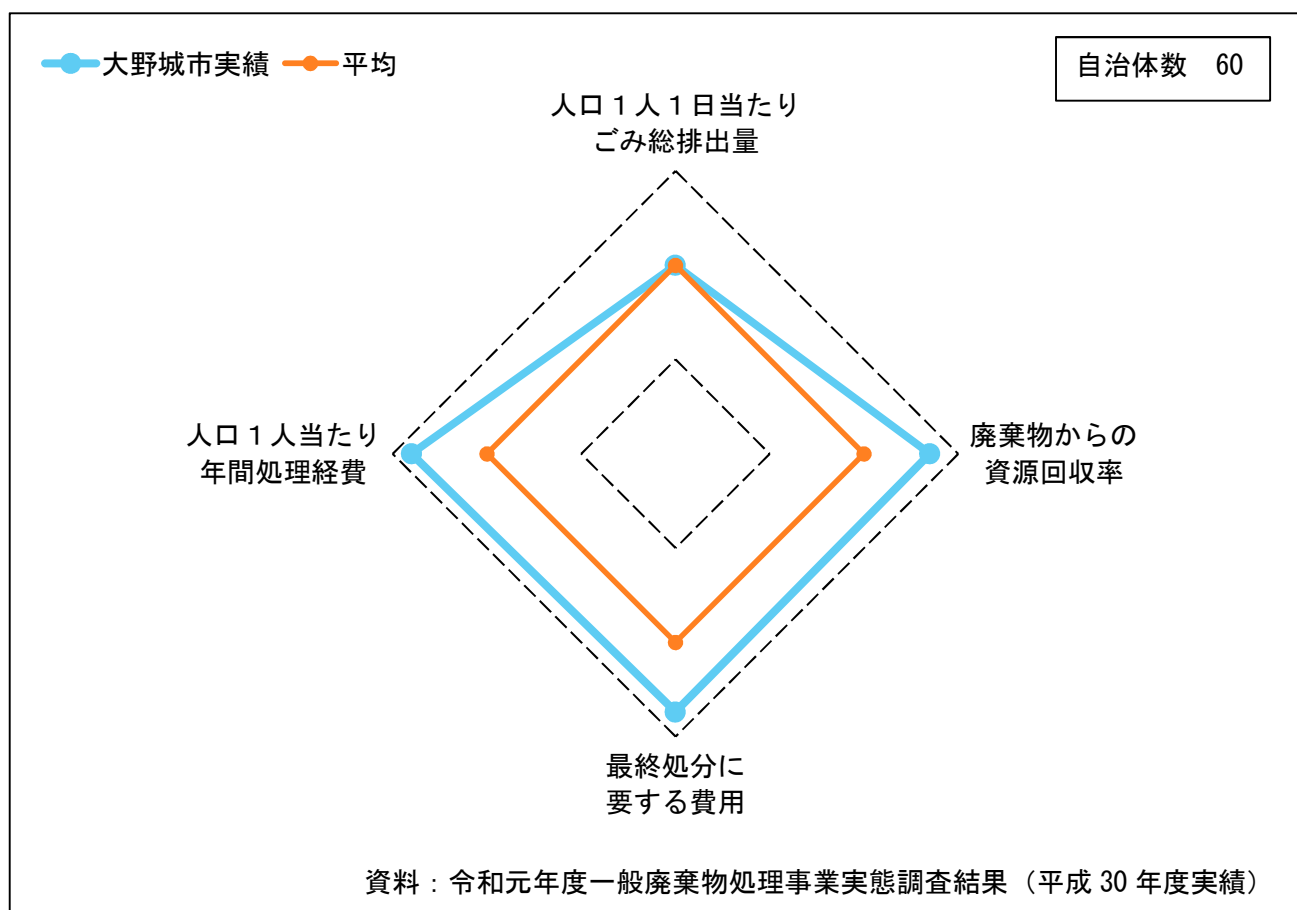


図2-12 福岡県内全60自治体との比較結果
（出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール）

【分析と評価】

- 人口1人1日当たりのごみ総排出量
他自治体とほぼ同程度。
- 廃棄物からの資源回収率
他自治体よりやや多い。
- 最終処分減量に要する費用
他自治体より少ない。
- 人口1人当たり年間処理経費
他自治体より少ない。

比較自治体
福岡県内全60市町村

※グラフの見方

- ・ 平均を示す線よりも、外側に位置するほど良い評価
- ・ 平均を示す線よりも、内側に位置するほど悪い評価

第2章 前回計画値の目標の振り返り

平成 29 年 3 月策定の前回の一般廃棄物処理基本計画においては、令和 2 年度を中間目標年度として、ごみ排出量などについて目標を定めました。前回計画で定めた目標達成状況は下記のとおりです。

表 2－8 前回計画の目標達成状況（令和 2 年度）

	前回計画の目標値	実績見込	結果
①ごみ排出量	26,140t (予測値から 5 %減)	28,180t	未達成
② 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	511.38g (予測値から 5 %減)	541.22g	未達成
③リサイクル率	19.0%以上	19.4%	達成
④最終処分量	2,823t (予測値から 5 %減)	3,083t	未達成

前回計画を振り返り、今後の施策等を設定します。

前回計画では、当時のごみ組成調査の結果、家庭から出るごみのうち、「生ごみ」と「紙ごみ」がそれぞれ約 1 / 3 を占めていることが分かったため、その 2 点の減量施策を設定し、ごみの減量とリサイクルの推進について進めてきました。

しかし、今回の計画を策定（改定）するにあたり、令和元年度にごみ組成調査を行った結果、「生ごみ」と「紙ごみ」は、前回と同様、それぞれ約 1 / 3 を占める結果となりました。

人口が増加している中、「紙ごみ」の総量は前回の調査より減少しているものの、「生ごみ」の総量は増加しており、本計画では、引き続き「生ごみ」と「紙ごみ」をターゲットとし、更なるごみの減量とリサイクルを推進する必要があると考えます。

さらに、事業所から出るごみは近年横ばいで推移しており、減少している状況ではないことから、家庭から出るごみのみ限らず、事業所ごみの減量とリサイクルについても推進を強化していく必要があると考えます。

これらのことを踏まえ、本計画の「基本理念」、「基本方針」、「具体施策」を策定し、効果的かつ確実にごみの減量を図り、リサイクルの推進につなげていくこととします。

① ごみ排出量

令和元年度のごみ排出量は 28,078t で、本計画による減量目標値である 26,322t に対し、106.7%の排出量となっています。

現状のまま推移した場合、令和 2 年度（中間目標時点）では、28,180t の排出量となり、中間目標値である 26,140t を大きく上回る見込みです。

- ・主な要因としては、人口の増加、事業系ごみの増加などが考えられます。
 - ・特に平成 30 年度は事業系ごみが多く排出されており、その結果、ごみ排出量が底上げされています。
- ※前回の計画改定時に設定した目標値と実績値の乖離が著しいため、今回の改定では今後の人口推計などを考慮し、減量率を見直すこととします。

② 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量

令和元年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は 540.34 g で、本計画による減量目標値である 517.92 g に対し、104.6%の排出量となっています。

現状のまま推移した場合、令和 2 年度（中間目標時点）では、541.22 g の排出量となり、中間目標値である 511.38 g を大きく上回る見込みです。

- ・平成 29 年度までは順調に減量していましたが、平成 30 年度に増加に転じ、横ばい状態となっています。組成調査の結果、家庭系の可燃ごみうち 1/3 を占める生ごみの減量と同じく 1/3 を占める紙ごみのリサイクルについて、引き続き推進していく必要があります。

※前回の計画改定時に設定した目標値と実績値の乖離が著しいため、今回の改定では、本市の現状と福岡県の目標値を参考にし、減量率を見直すこととします。

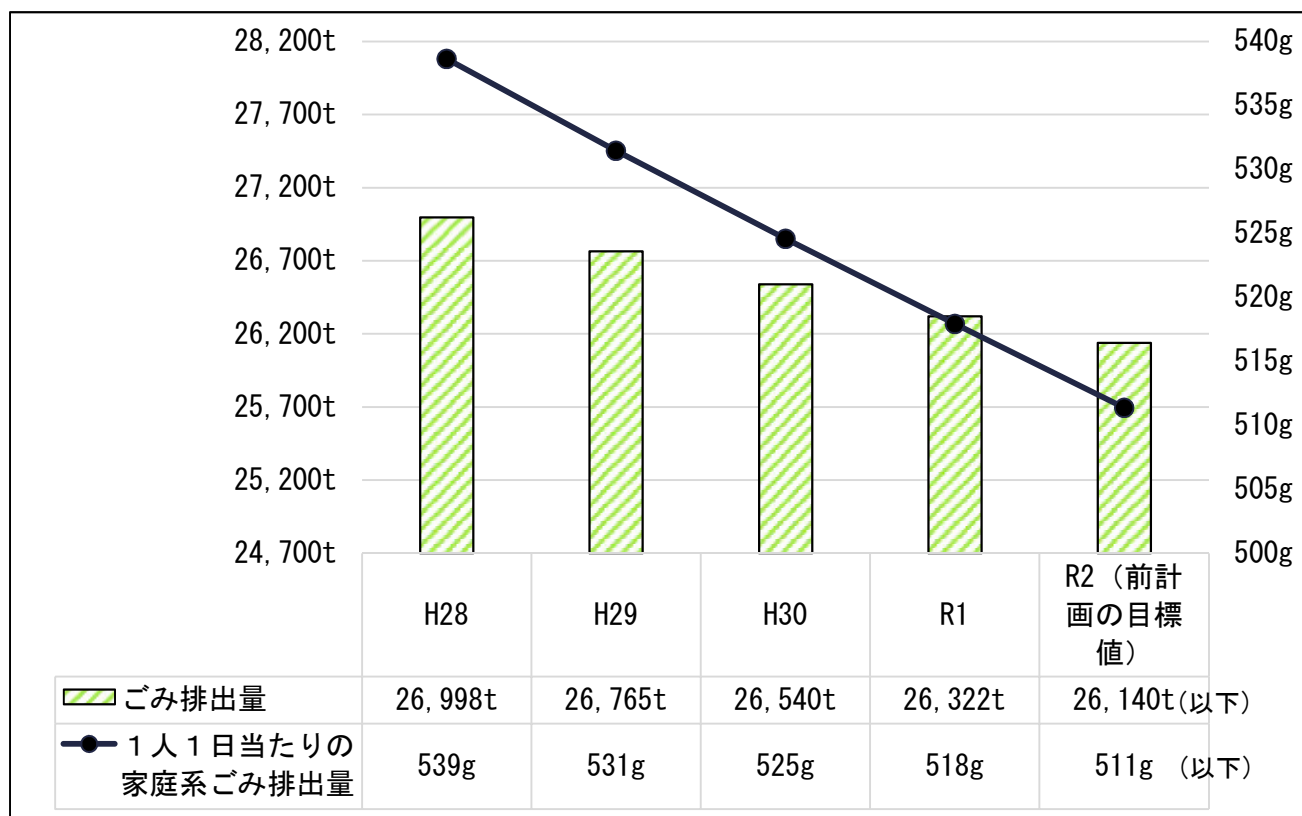


図 2 -13 前計画の目標値

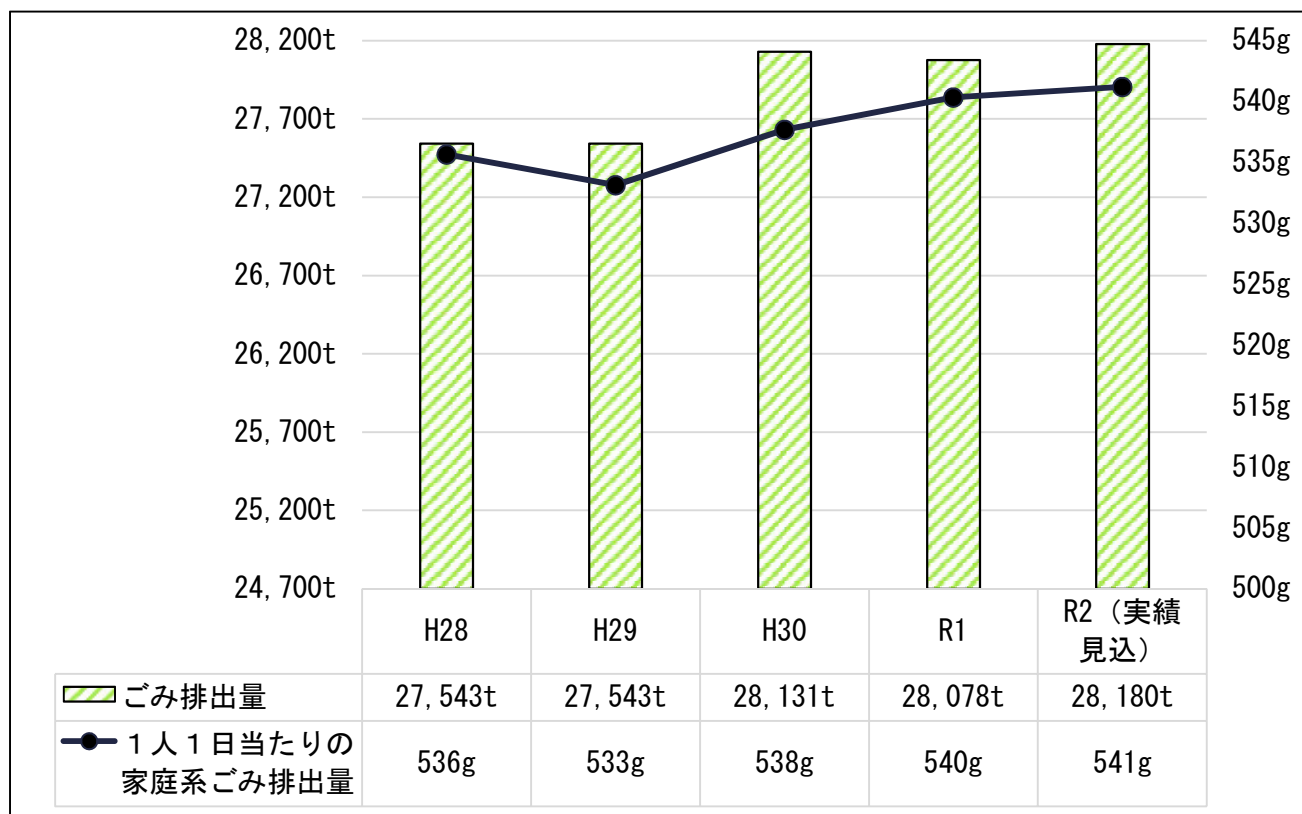


図 2 -14 実績値

③ リサイクル率

令和元年度のリサイクル率は 20.1% で、本計画による減量目標値である 19.0% に対し、1.1 ポイント上回る結果となりました。

現状のまま推移した場合、令和 2 年度（中間目標時点）では、19.4% のリサイクル率となり、中間目標値である 19.0% を上回る見込みとなりました。

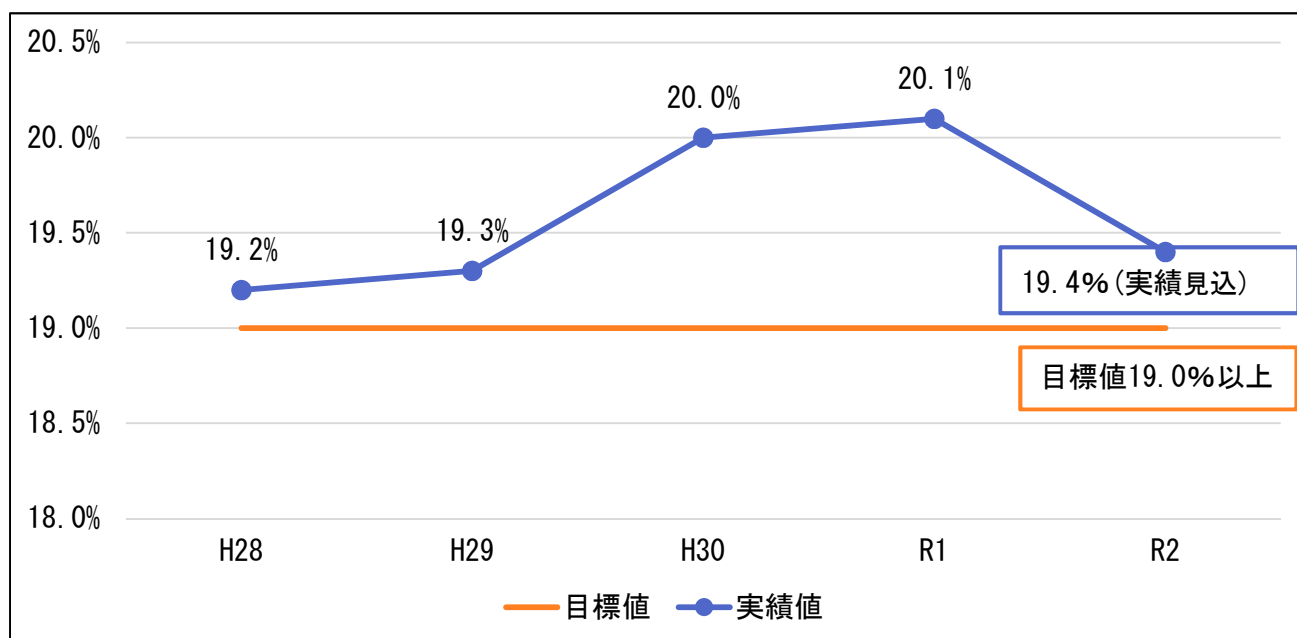


図 2-15 リサイクル率の実績（前計画：H27～R02）

④ 最終処分量

令和元年度の最終処分量は 3,002t で、本計画による減量目標値である 2,853t に対し、105.2% の排出量となっています。

現状のまま推移した場合、令和 2 年度（中間目標時点）では、3,083t の最終処分量となり、中間目標値である 2,823t を大幅に上回る見込みとなりました。

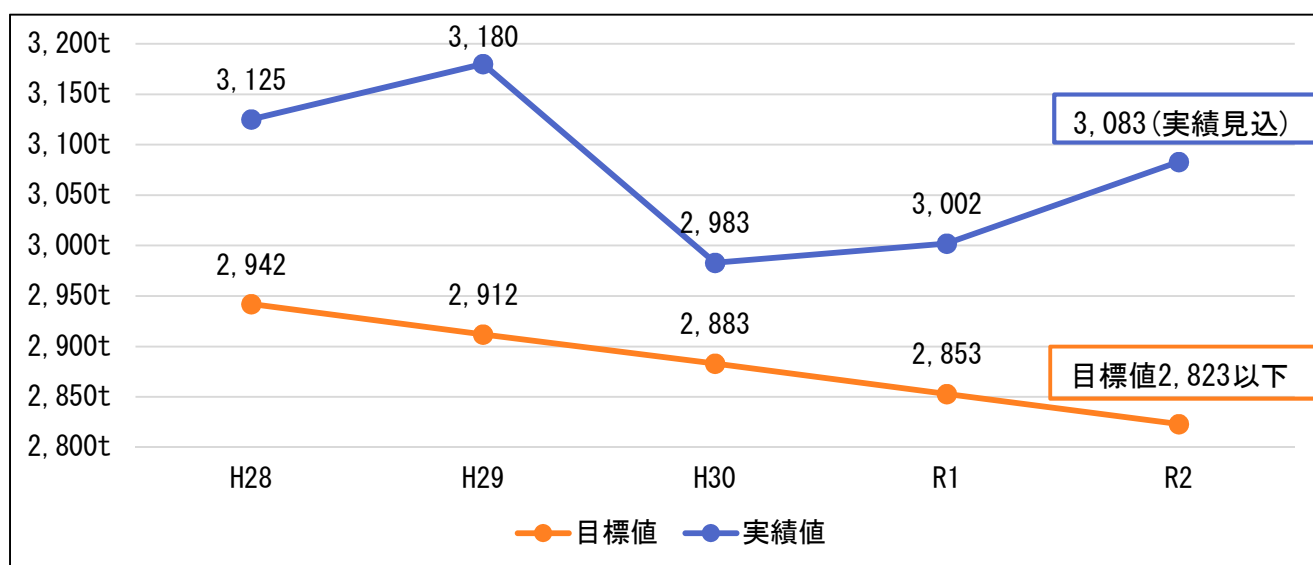


図 2-16 最終処分量の実績（H28～R02）

第3章 人口の将来予測

本市の人口の将来予測は、図2-17に示すとおりです。

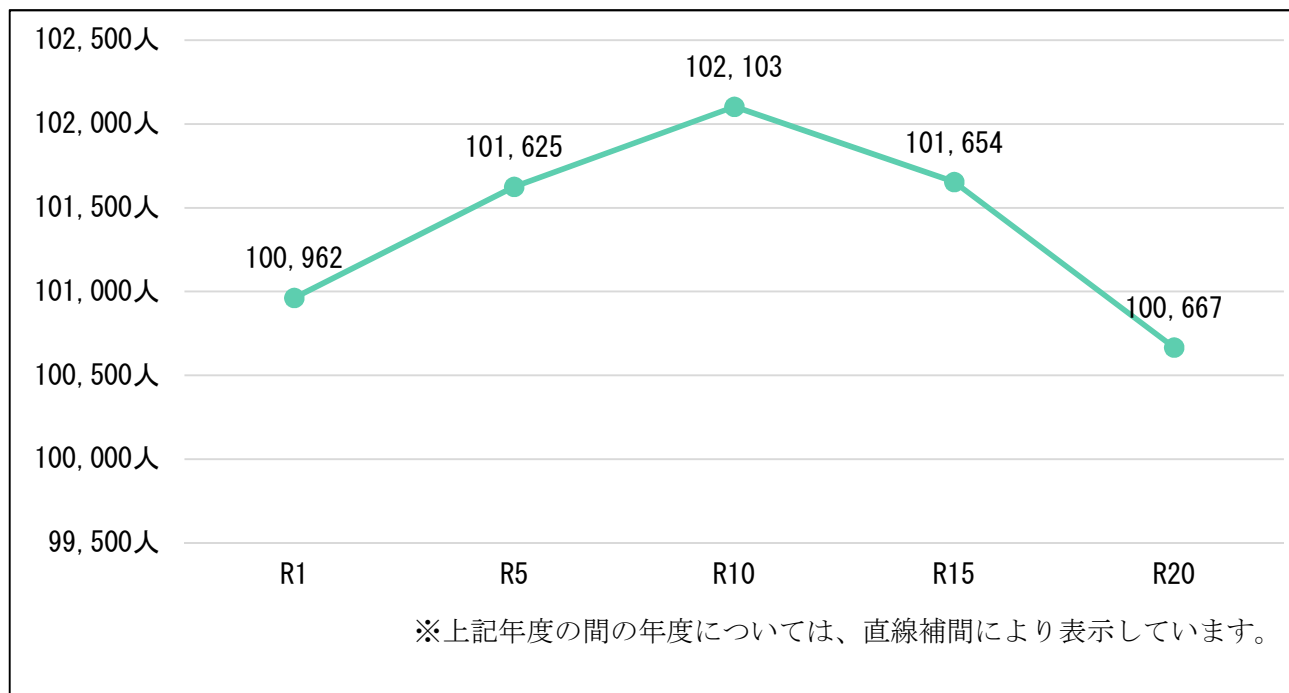


図2-17 人口の将来予測（出典：第6次大野城市総合計画 人口フレーム）

みんなで意識・行動して目指す循環型のまち ～次につなぐ^{おおのじょう}Onojo^{りんぐ} Ring～

次世代の人々に豊かな環境を引き継げるよう
リデュース・リユースの2Rや分別・リサイクル、
ごみの適正処理の施策を推進し、
資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減などを図り、
持続可能な循環型のまちを目指します。

Onojo Ringの”R”は、
Refuse（リフューズ）
Reduce（リデュース）
Reuse（リユース）
Recycle（リサイクル）
の”R”も表しています！



★^{ツアール}2 Rとは★

2 Rとは、①Refuse（リフューズ）②Reduce（リデュース）③Reuse（リユース）④Recycle（リサイクル）からなる4 Rのうち、②Reduce（リデュース）③Reuse（リユース）の2つを指します。

ごみを減らすために必要な取組である4 Rは、取り組むべき順番が大切です。

まず、不要なものは選ばない・断るといったような①Refuse（リフューズ）、次に、使う量や回数を減らし、出すごみの量を減らす②Reduce（リデュース）、次に、使えるものは繰り返し使う③Reuse（リユース）、最後に、使えなくなったものを可能な限り資源として再び使う④Recycle（リサイクル）です。

本市では、4 Rのうち、環境負荷軽減効果が大きい②Reduce（リデュース）③Reuse（リユース）の「2 R」の取組を特に推進します。



第2節 計画の体系



ACTION☆☆☆
 具体的な行動プラン
 だじょー!!!



第3節 基本方針

1) 循環型社会の形成

ごみの発生を抑制していくことを基本に、やむを得ず排出されるごみは、可能な限り資源としての有効利用を図るなど、環境への負荷が低減される社会を目指します。

2) 環境教育の推進と情報共有・普及啓発

限りある資源を次世代へつないでいく行動は、全てのごみ排出者が責任をもって意識していくことが必要です。

こうしたことから、市民や事業者に対して環境について知り、学び、実践する学習の場を拡大し、ごみ問題への関心を高めていく取組を進めていきます。

また、情報化社会の進展やライフスタイルの多様化に伴い、情報発信の迅速化や様々な情報媒体の活用、インターネットを利用した情報交換システムの充実が求められています。こうしたニーズに対応し、効果的にごみの発生抑制とリサイクルを推進するため、市民・事業者・行政が常に新鮮な情報を共有することができる仕組みづくりに努めます。

3) 安定的かつ適正なごみ処理

市内から排出されるごみを安定的かつ適正に処理するため、効率的な収集・運搬体制の維持・確立、構成市による処理施設の運営・管理を行います。

4) 適正処理への体制整備

災害廃棄物を迅速に処理できるような体制づくりや、処理困難物の取扱体制の整備など、適正処理に必要な施策を展開します。

第4節 具体施策

1) 循環型社会の形成

4【ごみ減量 重点施策】～もったいない意識の醸成～

① 家庭から出る「生ごみ」の減量

家庭系可燃ごみの 1/3 を占める生ごみについて、「もったいない」意識を根付かせ発生抑制（リデュース）を推進します。

- ・ そもそも出る生ごみを減らすため、エコクッキング・エコレシピの情報発信を強化し、食材の可食部の廃棄や、まだ食べることができる食品が捨てられてしまうことを抑制します。
- ・ 出てしまった生ごみを減量するため、生ごみ処理（乾燥）機、処理容器、堆肥化促進剤、ダンボールコンポストなどや、生ごみに含まれる水分を減じる生ごみ乾燥処理器などの購入費を補助する制度を継続します。その際に使用する生ごみ処理機などの補助金交付申請書をホームページ上で取得できるなど、手軽に補助金の申請ができる環境を整えます。また、生ごみ減量用具の普及拡大に向けて、出前講座や学習会を実施するほか、市のホームページや SNS、その他のメディアを使って効果的な制度の周知を進めることにより、利用者の拡大を図ります。また、ダンボールコンポストの取組を継続させやすいように、電話やホームページ上での相談窓口の仕組みを構築します。

② 家庭から出る「紙ごみ」の減量・リサイクル

家庭系可燃ごみのもう一つの 1/3 を占める再利用可能な紙類について、再生利用（リサイクル）を推進します。

- ・ 排出量の多い「雑がみ」の分別について、市のホームページや SNS、その他のメディアを使って効果的な啓発を進めます。
- ・ 集団回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を継続するとともに、市内の団体に対する参加の呼びかけを積極的に行います。
- ・ 共同住宅（分譲マンションなど）における集団回収団体登録を促進します。

③ 事業所から出るごみの減量

- ・ 市内に約 100 か所あるごみの多量排出事業所をターゲットに、事業所ごみ減量指導員が個別に訪問指導し、ごみの減量とリサイクル推進の効果やメリットについて十分な説明を行い、ごみの減量を推進します。また、優良事業所認定を目指すことを促していきます。
- ・ 学校給食や大型スーパーから出るごみの調査を行い、効果的なごみ減量に取り組んでいきます。
- ・ 事業所訪問により、古紙の無料回収に関する情報について案内し、事業所ごみの減量・リサイクルを推進します。

【ごみ減量 その他施策】

④ 分別排出の徹底

- ・分別収集を実施している資源ごみ（ビン・缶、ペットボトル・白色トレイ）について、一部が可燃ごみや不燃ごみ（その他のもえないごみ）に混入しているなど、分別排出が徹底されていない状況がありますので、広報や学習の場を通して更なる分別の徹底を呼び掛けていきます。

⑤ ごみ減量・リサイクル優良事業所、推進事業所の拡大

- ・事業者のごみ減量意識の向上を図るため、ごみの発生抑制などに積極的に取り組んでいる市内の事業所を大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所又は推進事業所として登録・認定します。今後も、優良事業所を拡大していくとともに、事業系ごみの減量化に向けた指導を行っていきます。

⑥ 緑のリサイクルの推進

- ・家庭や事業所から排出される剪定枝や草木類・木製家具などのリサイクルを推進するため、大野城太宰府環境施設組合（本市及び太宰府市で構成）が運営する大野城環境処理センターで実施している、緑のリサイクル事業の普及に努め、センターへの搬入（持ち込み）を推進します。

⑦ プラスチックごみの発生抑制

- ・「マイボトルの持参」「買い物時に、不要なストローやプラスチック製のスプーン・フォークなどを受け取らないこと」「洗剤やシャンプーは、詰め買い商品を選択すること」などの、プラスチックごみの発生抑制を促す行動について、普及・啓発を進めていきます。
- ・令和2年度に政府が検討している、プラスチック製品を資源ごみとして一括で分別回収行うための「プラスチック資源」の新設などについては、より効果的な収集・処理・処分の体制構築が不可欠であり、広域的な処理も視野に入れなければならないことから、今後も国や県の動向を注視しながら研究していきます。

2) 環境教育の推進と情報共有・普及啓発

【ごみ減量 重点施策】～もったいない意識の醸成～

① 出前講座など市民・事業所に直接PRする場を充実

- ・月1回を目標に、地域や事業所などでの講座を積極的に開催し、環境教育と普及啓発活動の充実を図ります。
- ・ランドセルクラブⁱなども活用し、小学生の学習の場を拡大していきます。
- ※「もったいない」意識を根付かせるため、エコクッキング・エコレシピなどの情報発信についても講座などの場で紹介する。

【ごみ減量 その他施策】

② 環境教育用教材の普及

- ・小学校4年生が学校教材として利用している社会科副読本「わたしたちのくらしとごみワークブック」について、子どもたちが理解しやすく、興味が湧くように内容の充実を図ります。
- ・生ごみ減量の教材として、小学校にダンボールコンポストを無償配布します。

③ 処理施設見学会の情報発信

- ・ごみ処理施設の見学などについて、体感を伴う効果的な学習機会と捉え、参加者数の増加に向けて情報発信の拡大を行います。

④ 市ホームページの充実と市SNSの活用

- ・市ホームページの中に「ごみ・リサイクルのページ」を設け、「ごみの正しい出し方」など、必要な情報をお知らせします。
- ・ごみ出しに関する情報や古紙等集団回収活動、取組成果の紹介、ごみ処理にかかる経費など、様々な情報伝達的手段として、ホームページの一層の充実を図ります。
- ・市SNSでインパクトのある画像などを掲載し、ごみの減量やリサイクルの意識・意欲をかき立てるような記事の投稿を行います。

ⁱ 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる「PTCA 活動（PTA+地域 Community）」の一つとして、子どもの学習習慣の定着と、様々な体験学習を通じて社会性を育てることを目的に、小学校内で実施するものです。令和元年度から、市内全10小学校で開催しています。登録した児童が、放課後の午後5時まで学校の特別教室や体育館、運動場などで、宿題をしたり、いろいろな体験活動をしたりして過ごします。

⑤ 広報紙・パンフレットなどの充実

- ・家庭ごみの分別方法や収集日などをお知らせする「ごみの正しい出し方」を市内全世帯へ配布するとともに、外国人市民に向け3か国語版の「ごみの正しい出し方(概要版)」を作成します。
- ・広報紙においても、暮らしの中で実行できるごみの減量に関する情報について掲載します。
- ・各啓発媒体についてより見やすくなるよう工夫し、市民のリサイクル意識の向上を図ります。
- ・事業所ごみについては、廃棄物の区分や許可業者を載せた「事業所用ごみパンフレット」を作成し、市内事業所に配布します。今後も、必要な情報をより分かりやすく提供し、内容の充実を図ることで、事業系廃棄物の適正処理を促進します。

3) 安定的かつ適正なごみ処理

① 効率的で安定的な収集・運搬体制の維持・確立

- ・分別区分の変更や収集量の変化に対応できるよう、住民サービスや経済性を考慮しつつ、効率的な収集・運搬体制の整備について検討を行います。

② 中間処理

(可燃ごみ)

- ・福岡都市圏南部環境事業組合の福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）において、焼却処理を行います。
- ・減量対策実施後の本市の可燃ごみ排出量は、令和7年度で64.67t/日と推計しています。

※施設の処理能力 510t/日

(不燃ごみ・資源ごみ)

- ・春日大野城リサイクルプラザにおいて、破碎・選別を行い、資源物の回収を行います。
- ・減量対策実施後の本市の不燃ごみ・資源ごみ排出量は、令和7年度で4.16t/日と推計しています。

※施設の処理能力 70t/日

(剪定枝・廃木材（緑のリサイクル）)

- ・大野城環境処理センターに持ち込まれた剪定枝や廃木材は、建築資材への再利用やバイオマス燃料に利用できるようにチップ化し、リサイクルを促進します。

③ 最終処分

(可燃ごみ)

- ・福岡都市圏南部最終処分場（グリーンヒルまどか）において、可燃ごみ焼却後に生じる焼却灰・飛灰の埋立処分を行います。埋立容積は約516,000 m³で令和22年度まで埋立処分を行います。

(不燃ごみ)

- ・春日大野城一般廃棄物最終処分場（リサイクルプラザに隣接）においてリサイクルできなかったガラスくずや陶器のくずなどの埋立処分を行います。埋立容積は約38,900 m³で令和5年度まで埋立処分を行います。できるだけ長い期間使用できるよう努めていく必要があります。

④ 非常時の収集運搬体制

- ・一般廃棄物の収集運搬は、市民の生活環境を維持するために必要不可欠な業務であり、災害時や新型コロナウイルスをはじめとする感染症が流行した場合においても、安全かつ安定的、適正に実施を継続する必要があります。
- ・本市では、そのような場合に備え、事前に市内のごみ収集運搬委託・許可業者と協議を整え、有事における事業継続・協力体制を構築しています。
- ・また、市と委託・許可業者とは、定期的（毎月）に協議を行うこととしており、必要に応じて体制の見直しを図り、いつ起こるか分からない万が一の事態にも備えることとしています。

4) 適正処理への体制整備

① 不法投棄の防止

- ・ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄が多い箇所の重点的な調査パトロールや土地所有者の協力の上で監視カメラの設置の検討など、監視体制の強化を図ります。
- ・不法投棄を発見した場合は、県や警察など、関係機関と連携し、原因者の究明・原状回復の指導を行います。

② 不適正処理の防止

- ・野焼きによるごみの焼却（農業を営む上で出た稲わらを燃やす行為など一部を除く）などについては、良好な生活環境の悪化や環境へ大きな負荷を与えてしまうため、啓発活動の実施により市民・事業者の意識改革を図り、不適正処理の防止に努めます。

③ 感染性廃棄物の処理

- ・本市では、在宅医療廃棄物の一部を受け入れているため、在宅医療廃棄物に関しては、適正に分別するよう啓発し、処理方法についても検討を行います。
- ・受け入れをしていない注射針などの処理については、医療機関への持ち込みを指導し、適正に分別するよう啓発を行います。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染性廃棄物の処理について周知を徹底します。

在宅医療廃棄物	
受入可	・注射筒 ・プラスチック製廃棄物 ・CAPD バッグ（透析用品） ・チューブ ・カテーテル ・可燃性廃棄物 ・脱脂綿 ・ガーゼ ・紙おむつ ・服用しなかった薬 ・その他のビニール製バック類 など
受入不可	注射針

④ 災害廃棄物対策の検討

- ・地震や風水害などの災害時において、早期に都市機能や市民生活の回復を進めることができるように、災害廃棄物処理計画を策定しています。
- ・災害は広域に及ぶことも想定されるため、福岡県や福岡都市圏南部（本市、福岡市、春日市、筑紫野市、太宰府市及び那珂川市）での協力体制を確立していきます。

i 在宅医療に伴い家庭から排出される医療廃棄物のこと。

第5節 ごみ減量・リサイクルなどの目標設定

令和元年度に行った組成調査の結果と、平成29年3月策定の前回計画値の振り返りを踏まえ、ごみの減量化・リサイクルなどに関する目標値を、下記のとおり設定しました。

目標設定については、現状のまま推移した場合の予測値から、様々な施策によって効果を発揮した場合の数量を目標とします。※ごみ排出量の予測は、トレンド推計ⁱによるものとしました。

①生ごみの減量を推進する効果として、減量目標値を以下のように算出しました。

★出前講座による推進の効果★

生ごみ堆肥化・ごみ減量がテーマの出前講座などを月1回開催する。令和7年度末までの出前講座の実施回数を60回、1回当たりの平均参加者20人を目指す。



5年間の出前講座に参加された市民1,200人のうち、1.2割（144世帯）が新たにダンボールコンポストや生ごみ処理（乾燥）機などを利用することにより、生ごみ減量の取組を実践することを目指す。



★SNSによる推進の効果★

Facebook、Twitter、LINE、YouTubeなどのSNSを活用し、生ごみの堆肥化・減量に関して、視聴者の興味を引く魅力的な投稿を定期的に行うことにより視聴回数の増を図る。



全てのSNSの登録者のうち、生ごみ堆肥化・減量に興味を持つ市民を増やし、令和7年度までに240世帯（毎月4世帯ずつ増の計算）が生ごみの減量について新たに実践することを目指す。

〈参考〉（R2時点）

SNS登録者数：約9,200人、ごみ・リサイクル関連の投稿に対する平均反応者数：約30人



令和7年度末には、384世帯（144+240）が新たに生ごみ減量化を日常的に実践！

384世帯が新たにダンボールコンポストなどを利用し、生ごみの減量について実践した場合、平均世帯人数の2.26人/世帯を乗じると、生ごみ減量対象人数は868人になります。

・これは、令和7年度の人口見込101,194人の約0.86%に相当します。

〈参考〉

ダンボールコンポスト、生ごみ処理（乾燥）機、生ごみ処理容器の利用世帯数：114世帯（R2.11時点）

ⁱ 過去のごみ排出量の動向を基に将来の伸び率を推計する方法です。本市では平成27年から令和元年までの5年間の年間ごみ排出量を基に、最も妥当と判断されるものを採用するものとします。

⇒現状のまま推移した場合の令和7年度の1人1日当たりの家庭系可燃ごみ量：469.12g/人・日

その中に含まれる生ごみの量：469.12g×35.05%＝164.43g

■生ごみ減量化の推進による令和7年度の1人1日当たりの生ごみの量

164.43g－（164.43g×0.86%）＝163.02g/人・日

生ごみの1人1日当たりの減量目標 164.43－163.02＝**1.41g**

②古紙の集団回収への排出率の向上による効果として、減量目標値を以下のように算出しました。

★古紙の集団回収への排出の啓発による効果★

市内全世帯で1日当たり1枚の広告チラシ（A4サイズ：6.68gで算定）が集団回収で新たに回収される。

⇒現状のまま推移した場合の令和7年度の1人1日当たりの家庭系可燃ごみ量：469.12g/人・日

その中に含まれる紙ごみの量：469.12g×34.28%＝160.81g

■集団回収を推進した結果の紙ごみの量：160.81g－6.68g＝154.13g/人・日

紙ごみの1人1日当たりの減量目標 **6.68g**

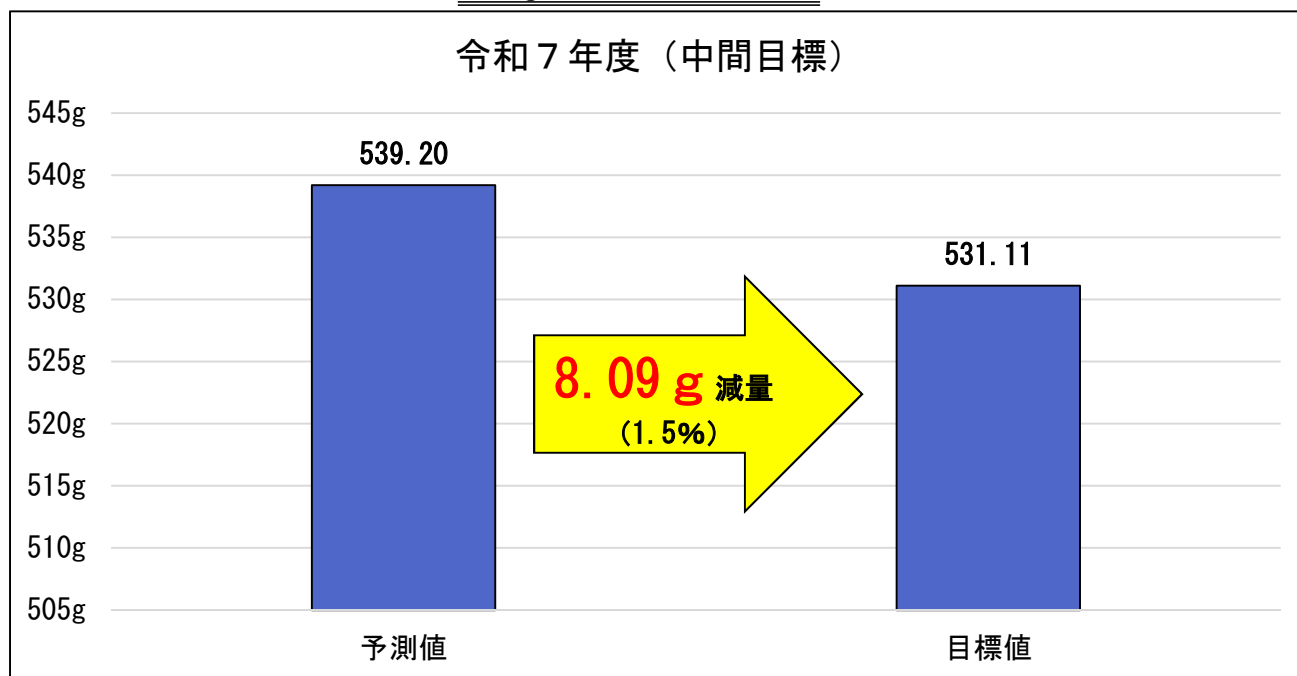
①、②の目標を合わせると、

家庭から出る可燃ごみの1人1日当たりの減量目標 **1.41g＋6.68g＝8.09g**

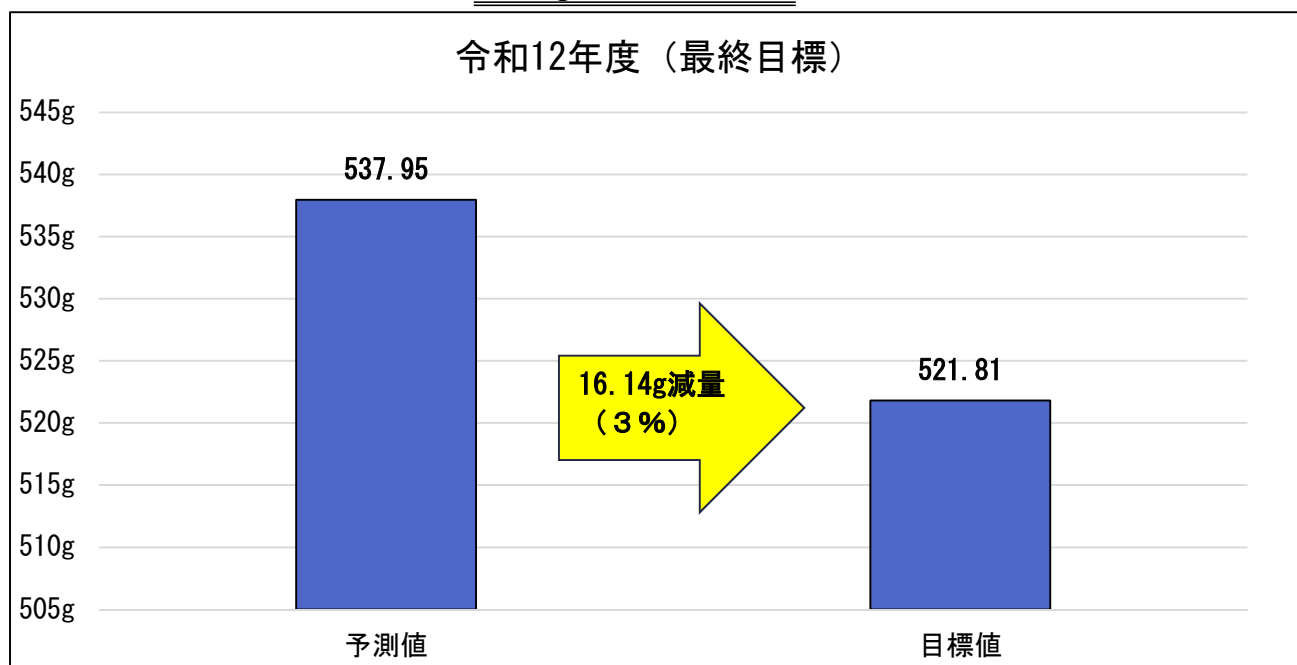
これは、現状のまま推移した場合の令和7年度の1人1日当たりの家庭系ごみ量の約1.5%に相当します。

家庭系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量の削減目標

★令和 7 年度の予測値に対し、8.09g (予測値の 1.5%) の減量を目指します。



★令和 12 年度の予測値に対し、16.14g (予測値の 3%) の減量を目指します。



③事業所から出るごみの目標を以下のとおりに設定しました。

★多量排出事業所へのごみ減量の推進の効果★

大野城市内の事業所から出るごみ全体の約 30%を排出している、約 100 事業所の多量排出事業所が 5 % (※)のごみを減量する。

⇒現状のまま推移した場合の令和 7 年度の 1 日当たりの事業所ごみ量：23. 306t/日

その中に含まれる多量排出事業所から出るごみの量：23. 306t×30%=6. 99t/日

■多量排出事業所へごみ減量を推進した結果のごみ量：23. 306t－（6. 99t× 5 %）＝22. 956 t /日

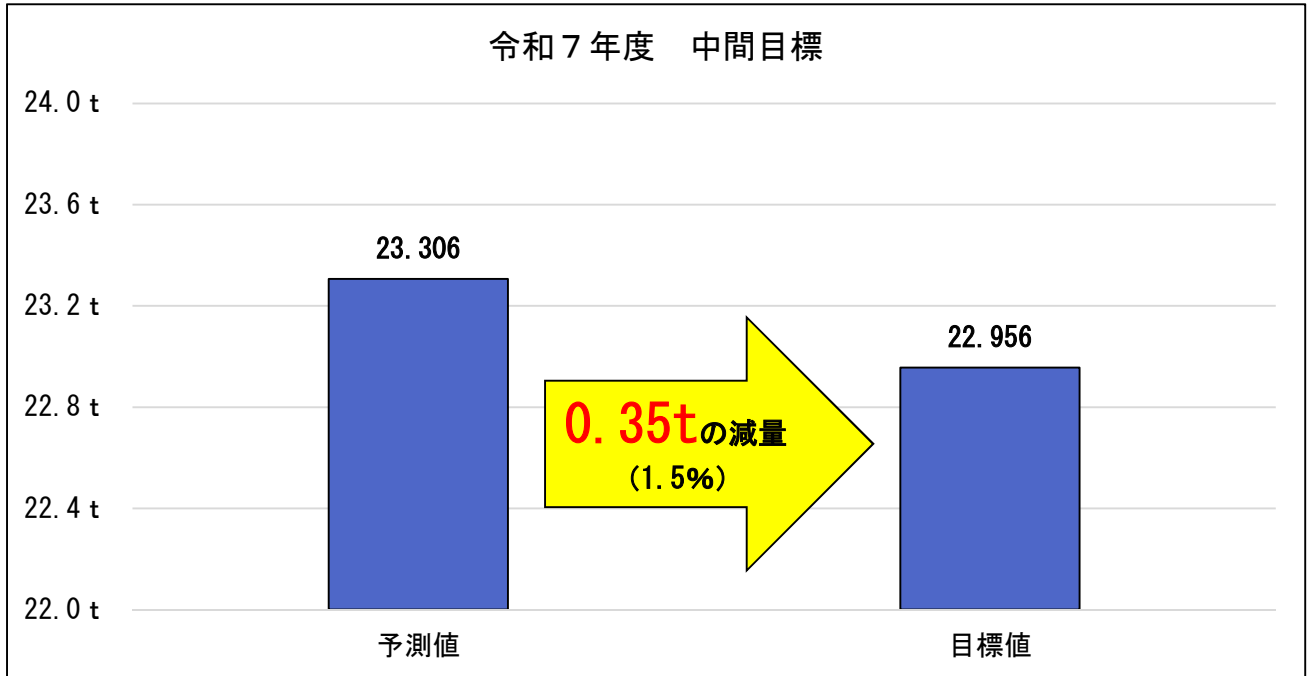
事業所ごみ 1 日当たりの減量目標 0. 35t

※大野城市のごみ減量・リサイクル優良事業所に認定された事業所のほとんどが、認定基準を満たす活動を行う前と後で、約 5 %のごみの減量に成功していたため、5 %の数値を採用しました。

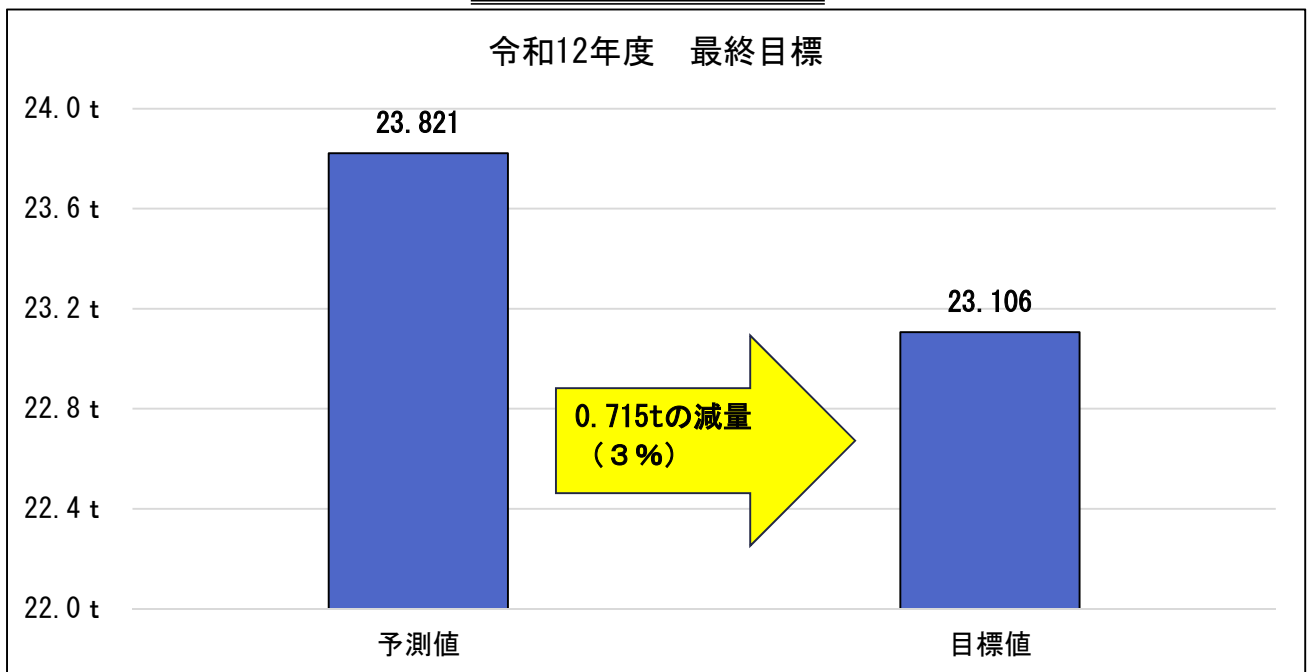
これは、現状のまま推移した場合の令和 7 年度の 1 日当たりの事業所ごみ量の 1. 5%に相当します。

事業系ごみ 1 日当たりの排出量の削減目標

★令和 7 年度の予測値に対し、0.35t（予測値の 1.5%）の減量を目指します。



★令和 12 年度の予測値に対し、0.715t（予測値の 3%）の減量を目指します。



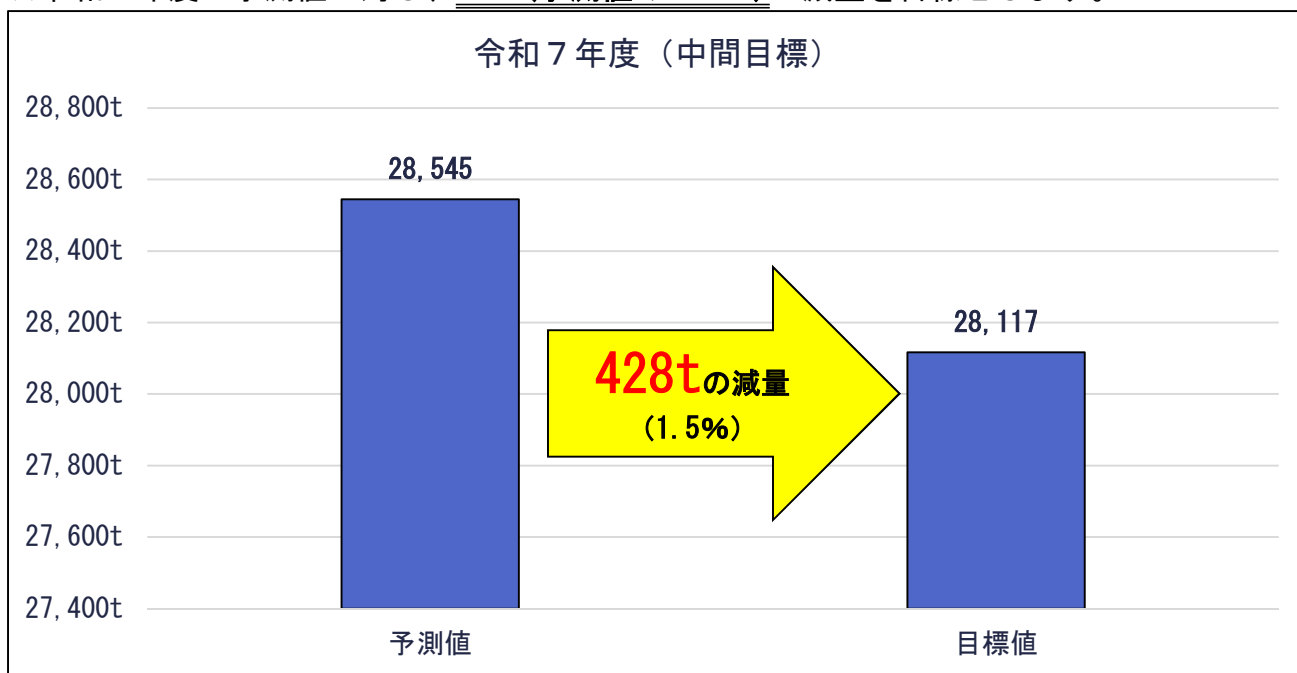
さらに、①、②、③の目標を総合すると、

家庭系ごみと事業系ごみを合わせた **ごみ排出量の令和7年度における減量目標は、428t** になります。

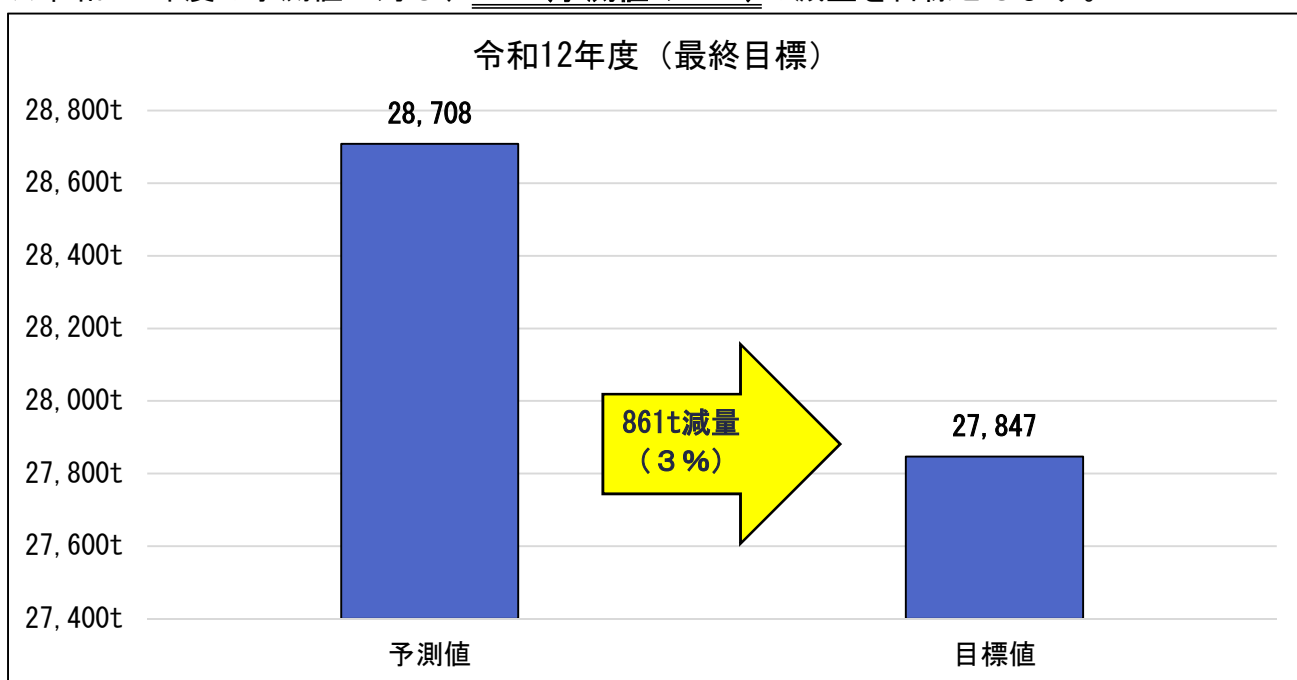
これは、現状のまま推移した場合の令和7年度のごみ排出量の1.5%に相当します。

ごみ排出量の削減目標

★令和7年度の予測値に対し、**428t(予測値の1.5%)**の減量を目指します。

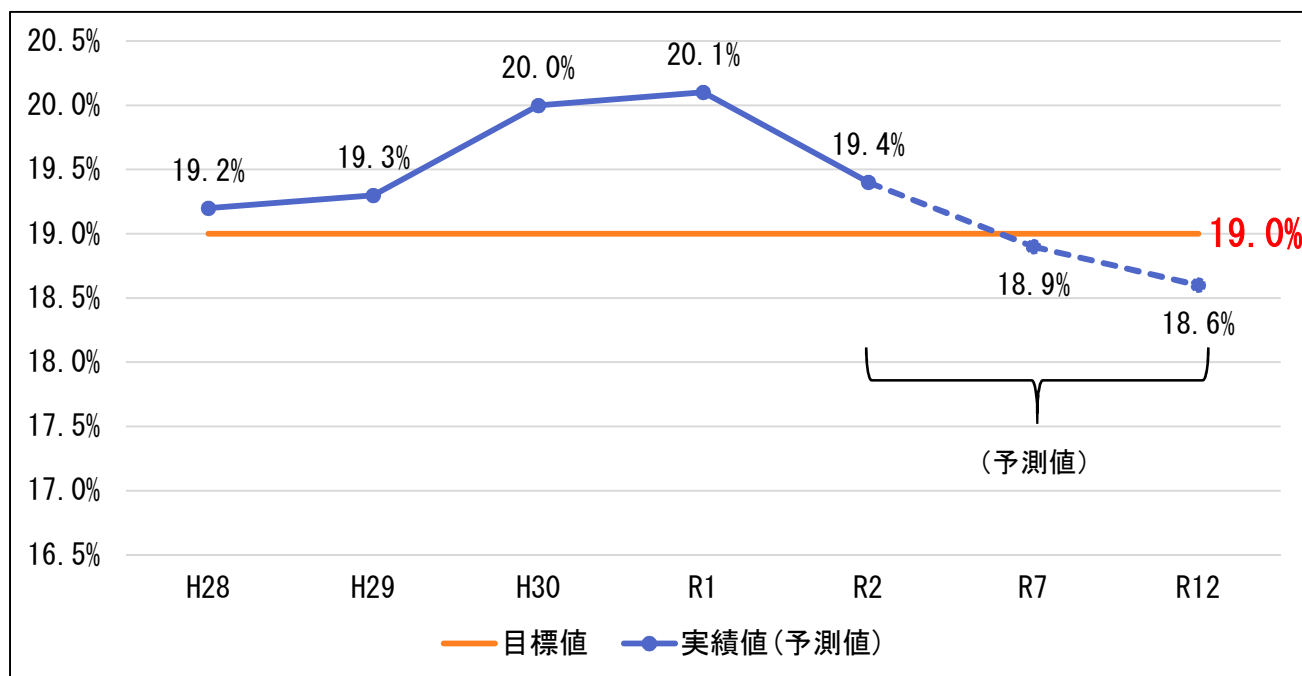


★令和12年度の予測値に対し、**861t(予測値の3%)**の減量を目指します。



リサイクル率目標（紙類の資源化率）

★令和7年度・令和12年度において、19.0%以上をキープすることを目標とします。



・今後は、新聞購読者の減少などで集団回収量が減少することから、リサイクル率は令和元年度をピークに減少していく見込みですが、19%以上をキープしていくことを目指します。

★最終処分量については、ごみ排出量に比例することから、今回の計画では目標値を設定しないこととしますが、最終処分量は家庭系ごみと事業系ごみから成り立つため、新たに事業系ごみ排出量の目標を設定することとします。

<参考>「福岡県廃棄物処理計画（平成28年3月）」

【福岡県の目標値】

令和2年度を目標年度とし、平成26年度実績に対して、

- ・ごみ総排出量を2%削減
- ・家庭系1人1日当たり排出量は1%削減
- ・排出量に対する再生利用量の割合を約22%から約23%に増加
- ・最終処分量を約2%削減

第6節 ごみ排出量の将来予測結果

現状推移と設定した目標を達成した場合の、各年度の数値は下記の図2-18から図2-21のとおりになります。

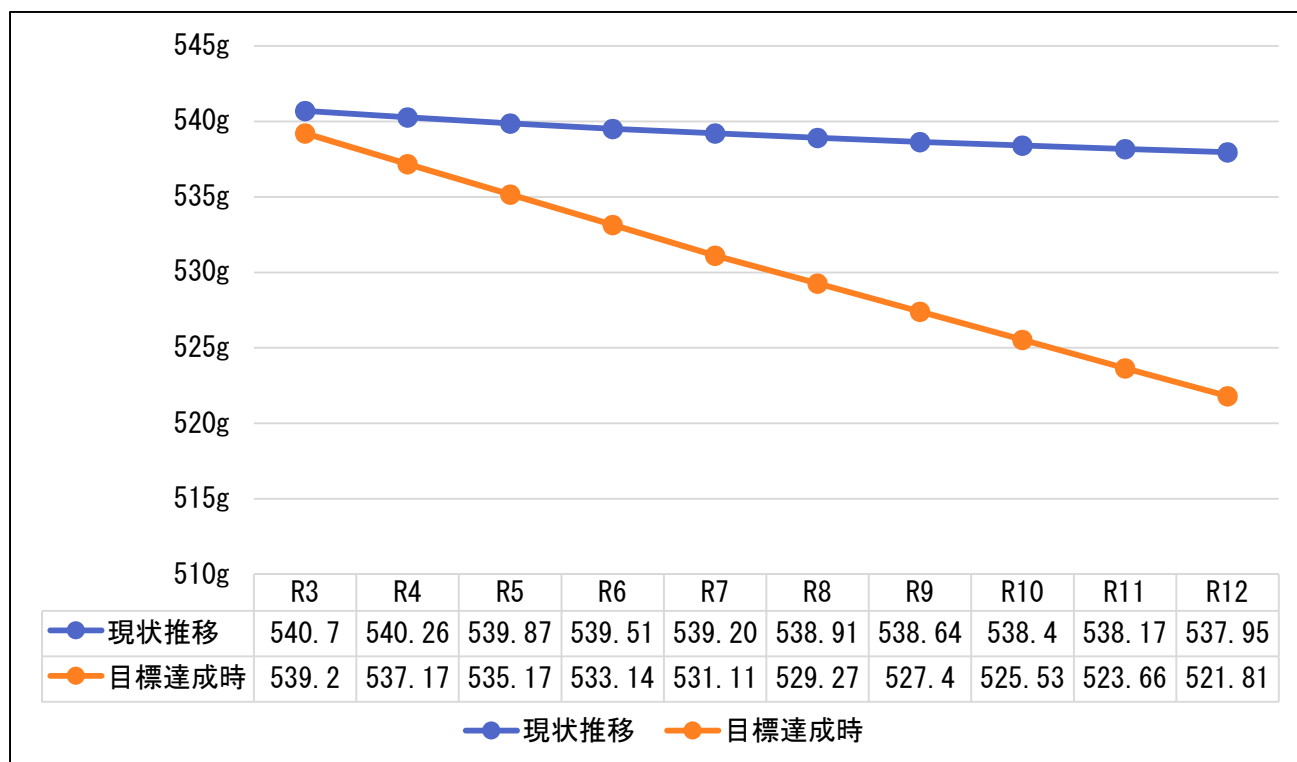


図2-18 家庭系ごみ（1人1日当たり）の将来予測結果の比較

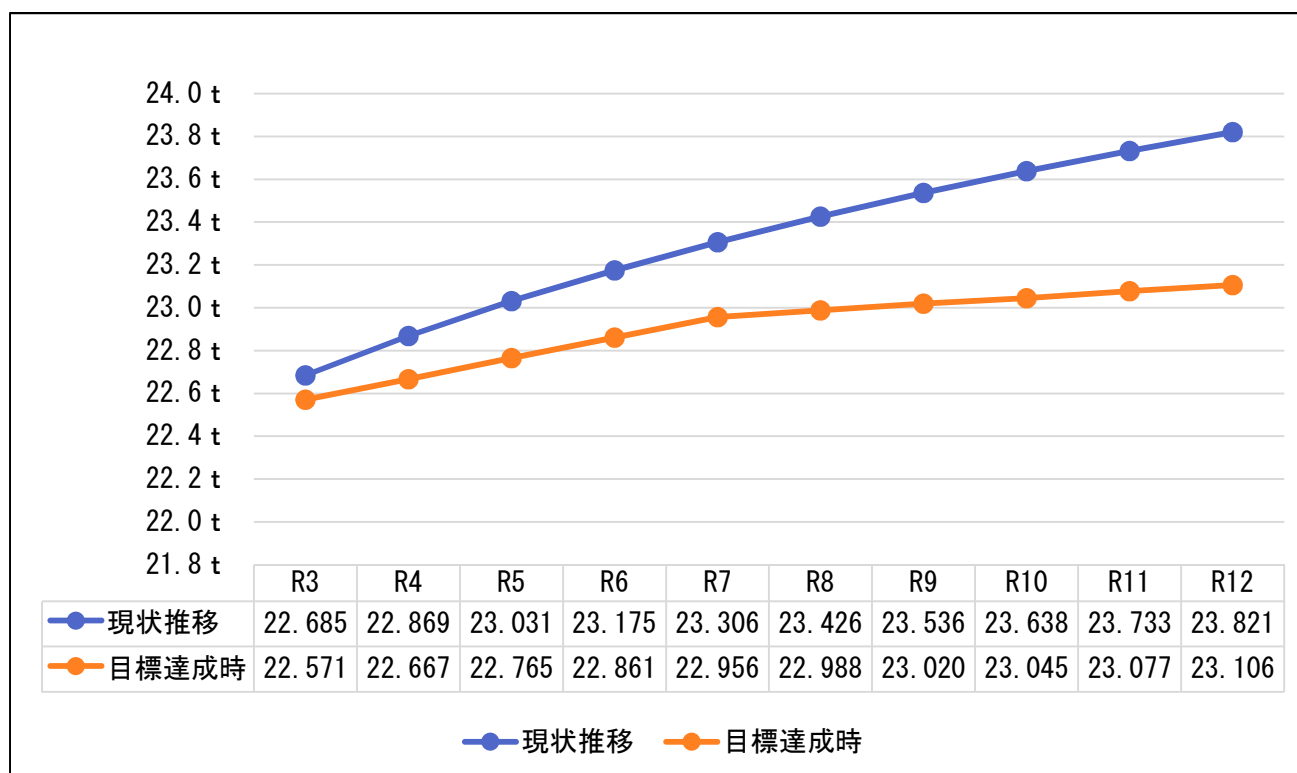


図2-19 事業系ごみ（1日当たり）の将来予測結果の比較

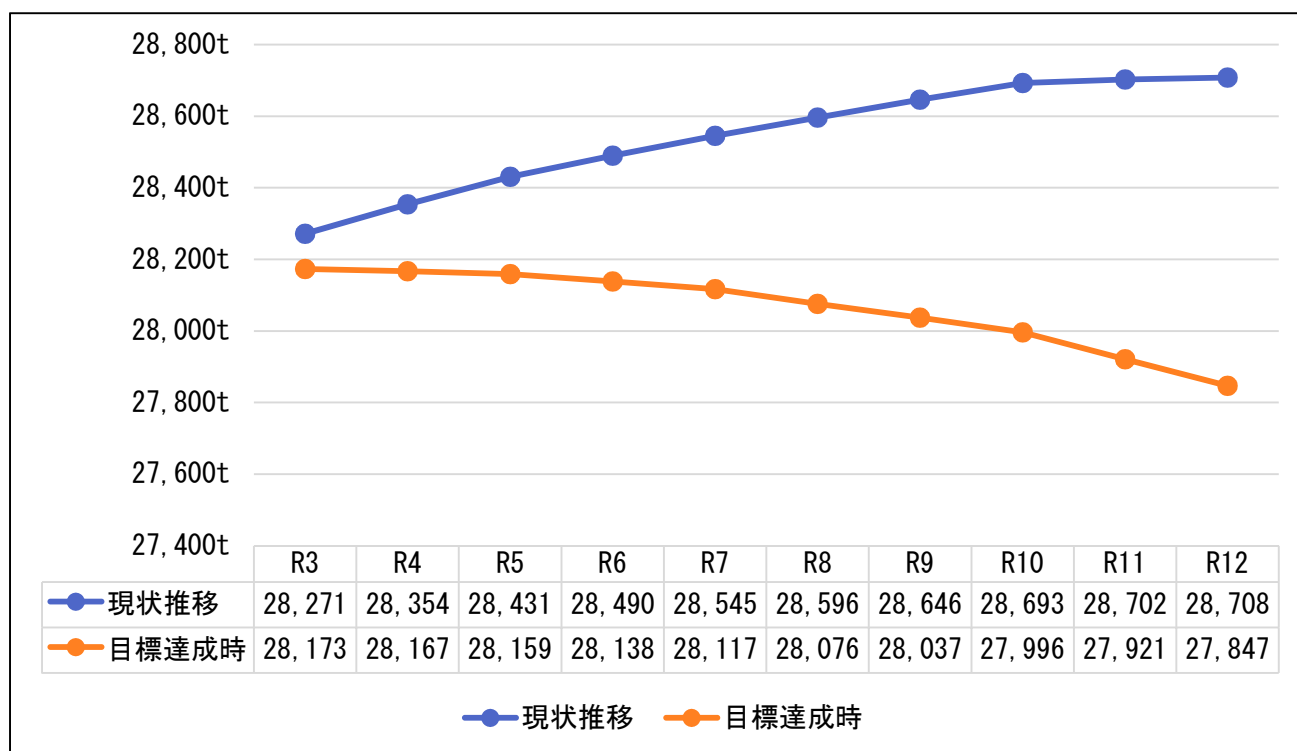


図 2-20 ごみ排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ）の将来予測結果の比較

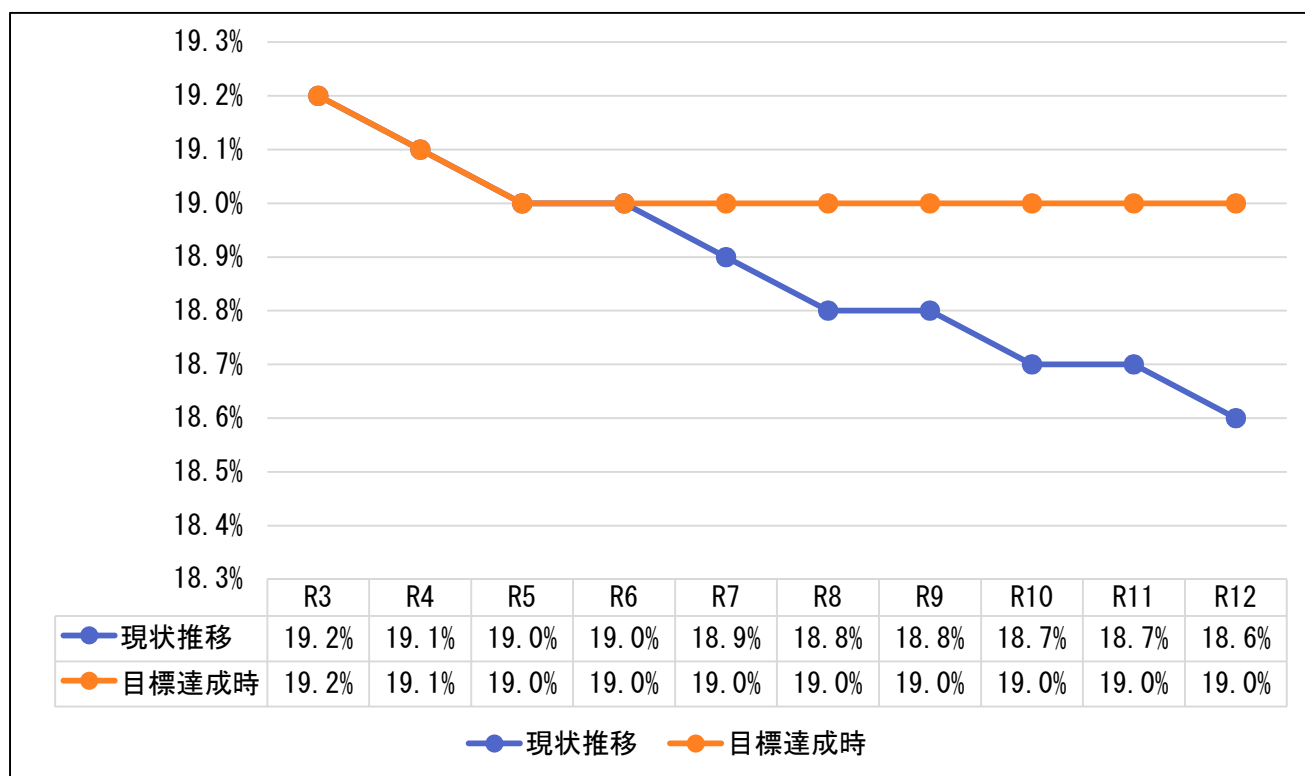


図 2-21 リサイクル率の将来予測結果の比較

第 3 編 生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水の処理体系

The flowchart illustrates the treatment process for urine and household wastewater. At the top, '生活排水' (Household Wastewater) branches into 'し尿' (Urine) and '生活雑排水' (Household Wastewater). 'し尿' flows through '汲み取り' (Collection) to 'し尿処理施設' (Urine Treatment Facility). '生活雑排水' flows through '水洗' (Washing) to '単独処理浄化槽' (Individual Treatment Tank) and '合併処理浄化槽' (Combined Treatment Tank). 'し尿処理施設' sends '処理水' (Treated Water) to the '合併処理浄化槽'. Both treatment tanks send '汚泥' (Sludge) to 'し尿処理施設' and '処理水' to '河川等公共用水域' (Rivers and Public Water Bodies). '生活雑排水' also flows to '公共下水道' (Public Sewerage), which then goes to '終末処理場' (Final Treatment Plant) and finally to '河川等公共用水域'.

```

graph TD
    A[生活排水] --> B[し尿]
    A --> C[生活雑排水]
    B --> D[汲み取り]
    D --> E[し尿処理施設]
    C --> F[水洗]
    F --> G[単独処理浄化槽]
    F --> H[合併処理浄化槽]
    E -.-> I[汚泥]
    E -.-> J[汚泥]
    E --> K[処理水]
    G --> I
    G --> J
    G --> K
    H --> I
    H --> J
    H --> K
    K --> L[河川等公共用水域]
    C --> M[公共下水道]
    M --> N[終末処理場]
    N --> L
  
```

【凡例】

- し尿の流れ
- - - 生活雑排水の流れ

生活排水 : し尿と日常生活を行う家庭で発生する風呂、洗濯、台所などからの排水

し尿 : 人体から排泄される糞尿

汲み取り : タンクに溜められたし尿を汲み取りにより回収するタイプの便所

水洗 : 便器に水道管を接続して流水により便器内のし尿を洗浄するタイプの便所

し尿処理施設 : し尿及び浄化槽等汚泥などを処理し、公共下水道へ放流するための施設のこと

単独処理浄化槽 : し尿（水洗便所排水）のみを処理対象とする浄化槽

汚泥 : 下水処理場などで発生する泥状の物質の総称

生活雑排水 : 生活排水のうち、し尿を除くもの

合併処理浄化槽 : し尿（水洗便所排水）と合わせて、生活雑排水を処理対象とする浄化槽

終末処理場 : 公共下水道の汚水を浄化し、河川、湖沼又は海へ放流する施設のこと

第2節 処理施設の概要

① 下水道

本市の下水道は、御笠川那珂川流域関連公共下水道として、市街化区域と周辺集落の市街化調整区域を対象に整備が進められており、終末処理場である「御笠川浄化センター」は、福岡市博多区に位置しています。下水道処理人口普及率の推移は、令和元年度において 99.9%に達しています。

表 3－1 下水道終末処理場の概要

施設名称	御笠川浄化センター
所管	福岡県
所在地	福岡市博多区那珂 4－5－1
処理面積	9,701ha
処理方式	嫌気無酸素好気法＋凝集剤添加＋急速ろ過
計画汚水量	267,400 m ³ /日
供用開始	昭和 50 年 5 月

② し尿処理施設

市内で収集されたし尿と浄化槽等汚泥は、春日市に位置する一部事務組合（春日大野城衛生施設組合）が管理するし尿処理施設「春日大野城浄化センター」に搬入し、処理を行っています。

表 3－2 春日大野城浄化センターの概要

施設名称	春日大野城浄化センター	
所管	春日大野城衛生施設組合（構成市：春日市、大野城市）	
所在地	福岡県春日市春日公園 6－2	
敷地面積	2,740 m ²	
処理方式	高濃度臭気：アルカリ触媒方式 中濃度臭気：薬品洗浄+活性炭吸着処理 低濃度脱臭：活性炭吸着処理	
処理能力	50kl/日	
放流水質	pH : 5.8~8.6 T-N : 30mg/L 以下 BOD : 20mg/L 以下 T-P : 1mg/L 以下 色度 : 500 度以下 SS : 70mg/L 以下	
放流先	公共下水道放流	

第3節 生活排水処理形態別人口の推移

公共下水道の普及とともに水洗化・生活雑排水処理人口は増加しており、浄化槽人口やし尿汲み取り人口は減少しています。生活排水処理率は、令和元年度には99.73%に達しています。

しかし、単独処理浄化槽やし尿汲み取りの家庭（事業所）からは、台所排水や洗濯などの生活雑排水が未処理のまま、河川に流されているため、下水道が整備されていながら未接続となっている家庭などの下水道への接続を促進する必要があります。

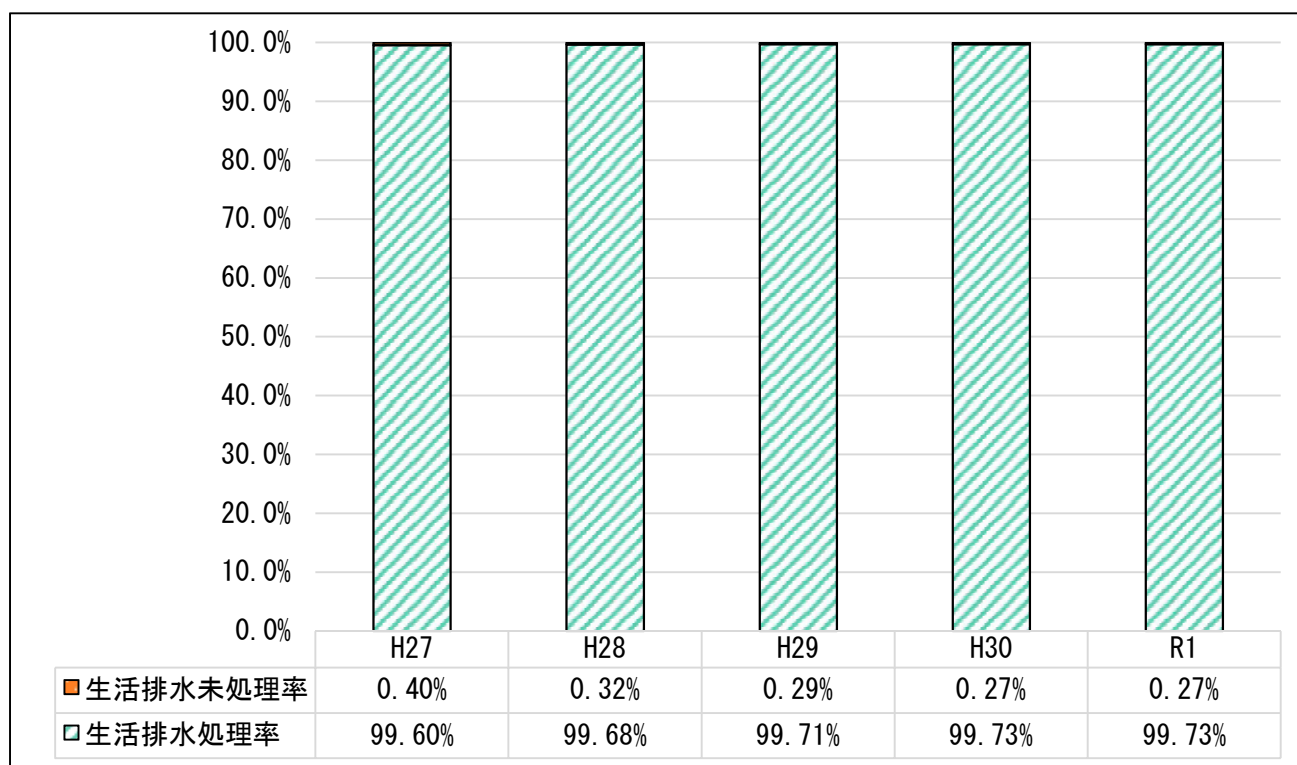


図3－2 生活排水処理率の推移

第4節 し尿・汚泥処理量の推移

し尿及び浄化槽等汚泥は、許可業者によって収集・運搬され、春日大野城浄化センターで処理しており、下水道の普及に伴い処理量は減少しています。

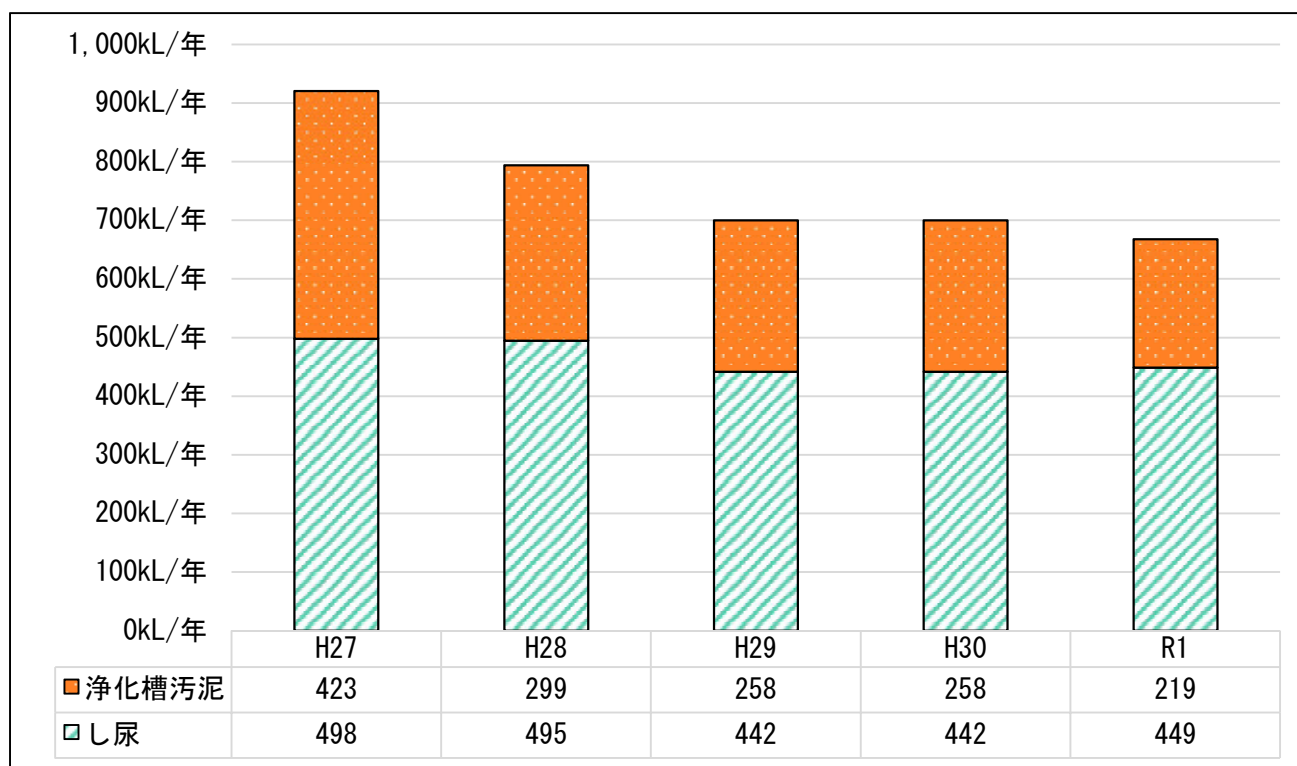


図3-3 し尿・汚泥処理量の推移（kL/年）

第5節 生活排水の処理形態別人口及びし尿・浄化槽等汚泥発生量の将来予測

生活排水の処理形態別人口の将来予測結果は、図3-4に示すとおりです。

本市における今後の水洗化・生活雑排水処理人口は、総人口（計画処理区域内人口）に対して、中間目標年度の令和7年度で約99.823%、計画目標年度の令和12年度で約99.862%と予測されます。

し尿・浄化槽等汚泥処理量の将来予測は、図3-5に示すとおりです。

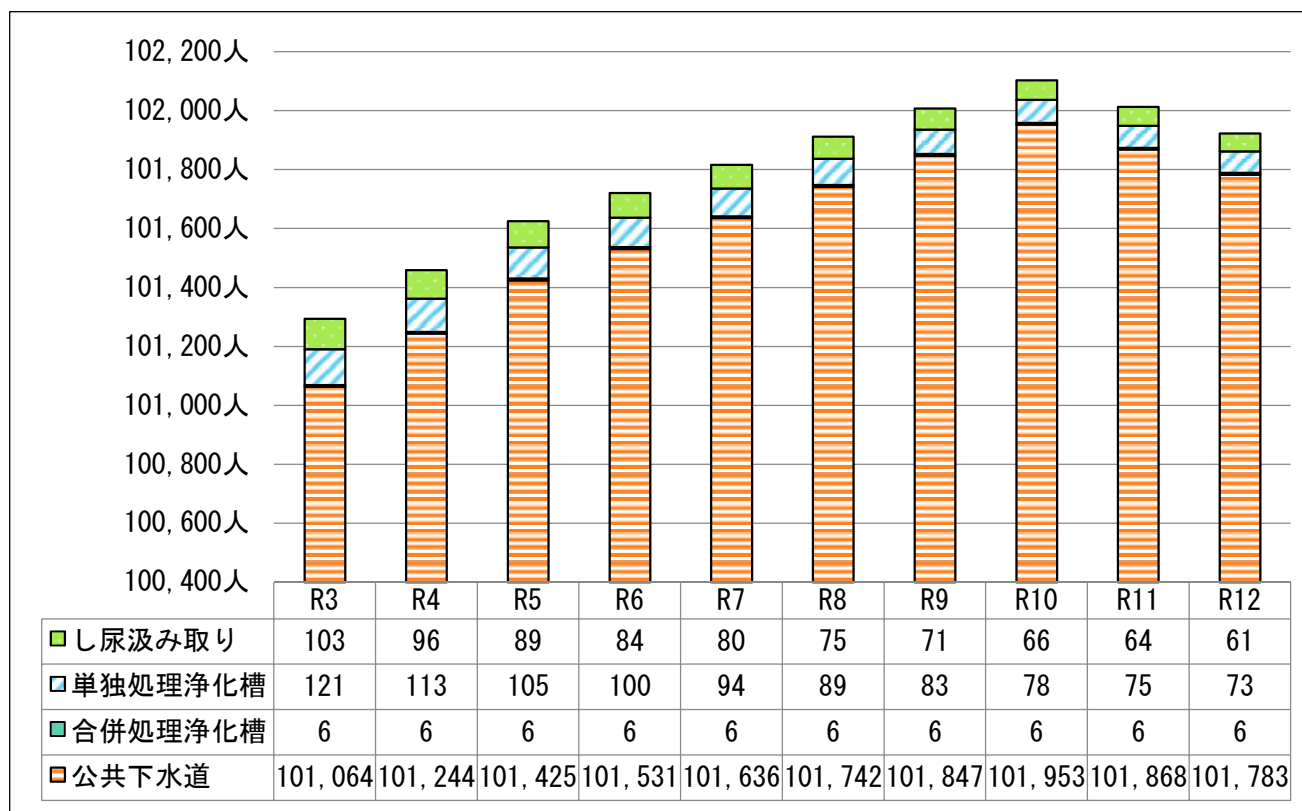


図3-4 水洗化・生活雑排水処理人口（将来予測）

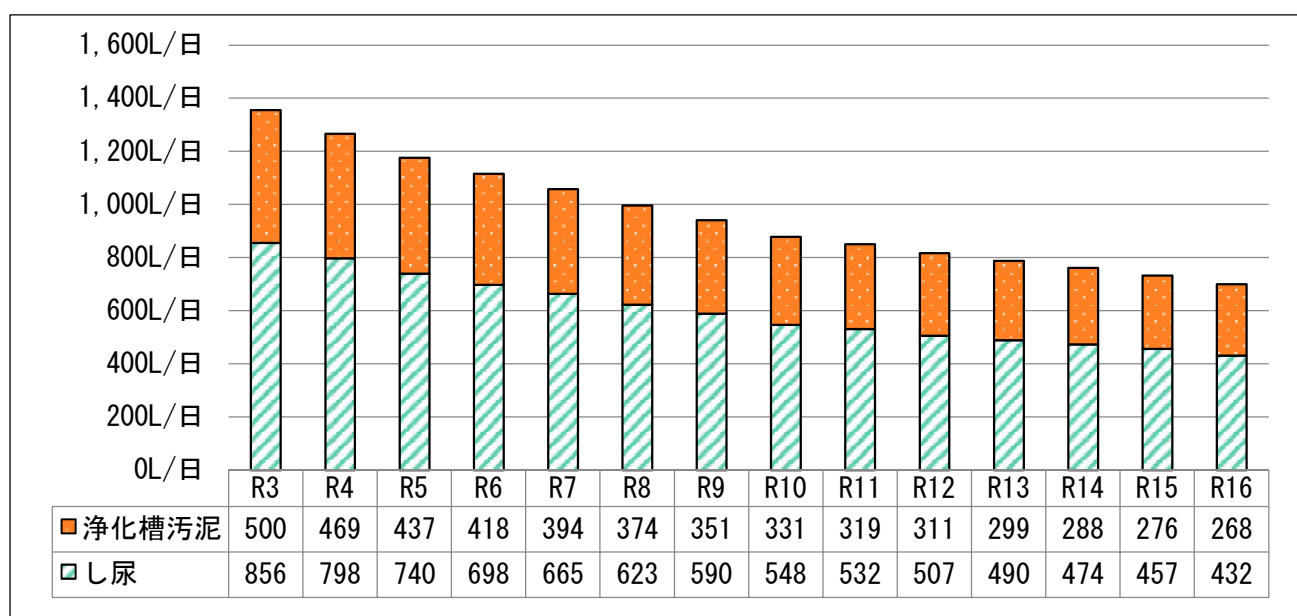


図3-5 し尿・浄化槽等汚泥処理量（L/日）（将来予測）

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理計画

1) 基本方針及び処理計画

環境保全を目的として、快適で安全な下水道を維持するため、生活排水処理に関して次のとおりに計画を推進します。

生活排水処理の基本方針及び処理計画

① 生活排水処理率（水洗化率）の向上

下水道処理区域内において、未接続の家庭や事業所に対しては、下水道への接続を促進します。

② 環境教育・環境美化運動の充実

水環境の回復・保全に関する広報・啓発活動、環境教育を行っていきます。

第2節 し尿・汚泥処理計画

1) 基本方針

下水道未接続家庭からのし尿及び浄化槽等汚泥については、その全量をし尿処理施設で処理します。

2) 処理計画

し尿・汚泥処理計画	
① 処理主体	春日大野城衛生施設組合で処理を行います。
② 収集・運搬	し尿及び浄化槽等汚泥の収集、運搬の方法については現行の体制を基本としますが、下水道の普及に伴う収集量の減少に対しては、適切な収集・運搬体制の維持に努めます。
③ 中間処理	処理は、し尿処理施設を中心とした現行の処理体系を維持するものとし、既存し尿処理施設の機能の維持を図っていきます。 処理方法については、現行どおりとします。今後、下水道の普及が進み、稼働率がさらに低下した場合は、関係機関と十分に協議の上、施設のあり方、処理方法などを再検討します。
④ 最終処分	し尿処理施設から発生するしⁱ及び汚泥を最終処分する場合には、減量化と安定化を図ります。その際には、天然資源の消費や周辺環境への影響を可能な限り削減するため、ごみ焼却施設との連携など関係機関との調整を図ります。

ⁱ 汚水処理場などに混入している固体のゴミ。紙、髪、繊維類、食料残が多く、汚泥がついて汚泥しさとなっている場合は、処理水で洗浄してから脱水します。

資料編 大野城市のごみ処理の歴史

年 月	事 業 内 容	
昭和 42 年 4 月	塵芥焼却場が牛頸に完成。大野町・春日町・太宰府町・筑紫野町の 4 町（筑紫清掃組合）のごみを処理（焼却能力 30 t / 日） 可燃ごみ収集は希望者のみで、料金は一般家庭週 1 回収集 80 円 / 月	
昭和 44 年 4 月	燃えないごみの収集開始（月 1 回） 収集日は第 1 日曜日で、収集前日に収集場所へ出す。収集場所は全町に約 50 か所（料金は無料）	
10 月	燃えないごみの収集を月 2 回に変更（収集日は第 1・第 3 日曜日）	
昭和 46 年 7 月	燃えないごみの収集を毎週 1 回に変更（収集日は日曜日）	
昭和 47 年 4 月	市制施行 一般家庭ごみの収集料金が無料	
昭和 48 年 3 月	事業所ごみ（不燃物）処理開始（有料）	
6 月	一般家庭ごみ（可燃）収集を週 2 回に変更 燃えないごみ収集日を変更（日曜日の収集が休み）	
昭和 53 年 2 月	大野城市・太宰府町清掃施設組合設立	
昭和 54 年 11 月	中区、南ヶ丘 1 区をモデル地区として、分別収集のモデル回収を実施 （可燃物・資源物・雑物・粗大）	
昭和 55 年 3 月	大野城環境処理センター本格運転開始	
5 月	燃えないごみ指定袋導入（金属類・ガラスビン類・雑物類）	
	種 別	概 要
	可燃物	適当な袋
	不燃物（金属類）	正方形型 透明袋にオレンジ字「金属類専用袋」
	不燃物（ガラスビン類）	正方形型 透明袋にオレンジ字「ガラスビン類専用袋」
	不燃物（雑物類）	正方形型 透明袋にオレンジ字「雑物類専用袋」
	可燃性粗大ごみ自己搬入先変更（上大利不燃物処理場から大野城環境処理センターへ）	
昭和 58 年 4 月	春日大野城衛生施設組合結成	
10 月	燃えないごみ指定袋導入	
	種 別	概 要
	可燃物	適当な袋
	不燃物（ビンカン類）	正方形型 透明袋に緑字で「ビンカン類専用 / 大野城市」
	不燃物（雑物類）	正方形型 透明袋に緑字で「雑物類専用 / 大野城市」

昭和 59 年 4 月	使用済み乾電池回収開始		
昭和 60 年 3 月	春日大野城資源回収センター稼動		
平成元年 10 月	燃えないごみ指定袋の統一		
	種 別	概 要	
	可燃物	適当な袋	
	不燃物	手さげ式 透明袋にオレンジ字で「もえないごみ専用（カン・ビン・陶器類）/大野城春日市指定袋/衛生組合連合会」	
平成 2 年 4 月	簡易焼却炉購入費補助金制度開始（～平成 10 年 3 月）		
10 月	古紙等集団回収奨励金制度開始		
平成 4 年 4 月	ごみ搬入手数料改定 大野城環境処理センター（消費税込）		
	区 分	100 kg以下	100 kgを超えるもの
	事業活動に伴うもの	650 円	650 円/100 kg
	上記以外のもの	無料	450 円/100 kg
	春日大野城資源回収センター		
	区 分	50 kg以下	50 kgを超えるもの
	事業活動に伴うもの	350 円	350 円/50 kg
	上記以外のもの	無料	250 円/50 kg
平成 5 年 4 月	古紙等回収庫設置（各行政区に 1 か所）		
10 月	生ごみ処理容器購入費補助金制度開始		
	空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例施行		
平成 6 年 7 月	有料指定ごみ袋制度開始		
	種 別（消費税別）	概 要	
	可燃（小）約 250 29 円/袋 ・事業所用 約 450 48 円/袋	正方形型 半透明袋に赤字で「もえるごみ袋（小袋）/ 大野城市指定」	
	可燃（大）約 450 48 円/袋 ・事業所用 約 700 58 円/袋	正方形型 半透明袋に赤字で「もえるごみ袋（大袋）/ 大野城市指定」	
	不燃物 約 250 29 円/袋 ・事業所用 約 450 38 円/袋	手さげ式 透明袋に青字で「資源ごみ袋/大野城市指定」	
平成 7 年 4 月	春日大野城リサイクルプラザ開設 蛍光管の公民館回収開始		

5 月	生ごみ堆肥化促進液購入費補助金制度開始										
平成 8 年 4 月	古紙等集団回収奨励金加算金制度導入										
7 月	粗大ごみ個別収集有料制度開始（粗大ごみシール導入） 不燃性ごみを「ビン・缶類」と「その他の燃えないごみ」に分けての収集に変更 （袋は不燃ごみ袋を使用）										
平成 9 年 4 月	容器包装リサイクル法施行										
平成 10 年 3 月	家庭用簡易焼却炉購入費補助金制度廃止										
4 月	生ごみ処理機購入費補助金制度開始										
5 月	トレーのモデル回収を市内 4 地区で開始										
平成 12 年 4 月	ペットボトル・白色トレー分別収集開始 ごみ袋の形を正方形型からガゼット式（取手と結び付き）に変更										
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法施行 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例改定。（処理から再利用に重点） （化粧ビン・スプレー缶・カセットボンベを「ビン・缶」から 「その他の不燃物」に変更する。） 家庭以外のごみ袋料金改定。 （消費税別）										
	<table> <tr> <th>種 別</th><th>料 金</th></tr> <tr> <td>可燃小（4 号）</td><td>53 円/枚</td></tr> <tr> <td>可燃大（5 号）</td><td>83 円/枚</td></tr> <tr> <td>不燃（6 号）</td><td>53 円/枚</td></tr> <tr> <td>ペットボトル・白色トレー（9 号）</td><td>53 円/枚</td></tr> </table>	種 別	料 金	可燃小（4 号）	53 円/枚	可燃大（5 号）	83 円/枚	不燃（6 号）	53 円/枚	ペットボトル・白色トレー（9 号）	53 円/枚
種 別	料 金										
可燃小（4 号）	53 円/枚										
可燃大（5 号）	83 円/枚										
不燃（6 号）	53 円/枚										
ペットボトル・白色トレー（9 号）	53 円/枚										
	大野城環境処理センター・春日大野城リサイクルプラザ直接搬入料金改定。 （消費税込）										
	<table> <tr> <th>種 別</th><th>手 数 料</th></tr> <tr> <td>一般家庭ごみ</td><td>80 円/10kg</td></tr> <tr> <td>事業所ごみ</td><td>110 円/10kg</td></tr> </table>	種 別	手 数 料	一般家庭ごみ	80 円/10kg	事業所ごみ	110 円/10kg				
種 別	手 数 料										
一般家庭ごみ	80 円/10kg										
事業所ごみ	110 円/10kg										
5 月	食品リサイクル法施行										
9 月	古紙等集団回収奨励金増額										
平成 14 年 4 月	古紙等集団回収奨励金対象に雑紙追加										
5 月	建設リサイクル法施行										
10 月	大野城市資源再利用事業用具の貸与及び譲渡に関する実施要綱施行										
平成 15 年 10 月	家庭系パソコンリサイクル法施行										
11 月	可燃ごみ処理を福岡市に委託（福岡市南部工場） 剪定枝・刈草などのリサイクル開始（大野城環境処理センター）										
平成 16 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画策定										

10 月	オートバイのリサイクル開始
平成 17 年 1 月	自動車リサイクル法施行
4 月	生ごみ処理容器購入費補助金、生ごみ堆肥化促進液購入費補助金、生ごみ処理機購入費補助金制度を一本化し、生ごみ処理用具等購入費補助金制度とする。
6 月	可燃ごみ処理手数料改定（福岡市南部工場） （110 円/10kg を 140 円/10kg に） 大野城環境処理センター処理手数料改定 （110 円/10kg を 140 円/10kg に） 廃木材リサイクル開始（大野城環境処理センター）
10 月	不燃ごみ処理手数料改定（春日大野城リサイクルプラザ） （家庭系ごみ 80 円/10kg を 140 円/10kg に） （事業系ごみ 110 円/10kg が 140 円/10kg に）
平成 18 年 4 月	事業所ごみ減量化推進事業開始（嘱託職員 2 名による事業所訪問）
5 月	福岡都市圏南部環境事業組合設立
8 月	8 月 1 日から古紙等集団回収奨励金対象に飲料用紙パック追加
10 月	古紙等集団回収奨励金基準額改定（8 円/kg を 7 円/kg に）
平成 19 年 10 月	事業所古紙等戸別回収開始
平成 20 年 4 月	粗大ごみ受付を市コールセンターで開始 高齢者等世帯粗大ごみ搬出サービス開始 大野城市生ごみ処理用具等購入費補助金交付要綱にダンボールコンポスト及びダンボールコンポスト基材の助成制度追加
5 月	家庭系ごみ減量キャンペーン実施（キャンペーングッズの配布、新規団体に対し 2 円/kg 加算、既存団体に対し前年度回収量を上回った量に 3 円/kg 加算） （～平成 20 年 10 月末）
11 月	家庭系ごみ減量キャンペーンを年度末まで延長
平成 21 年 4 月	ダンボールコンポスト基材助成制度改正（基材 8 個→12 個に増加、ダンボールコンポスト用ダンボール（年間 6 個）、虫除けカバー（年間 2 個）を対象に追加 古紙等回収奨励金の 2 円/kg 加算、3 円/kg 加算を継続実施 緊急雇用対策による市内巡回パトロール開始 ダンボールコンポスト講習会を各コミで実施（年 4 回）
8 月	可燃ごみ組成調査第 1 回目調査
10 月	生ごみ水切りグッズ【水切りダイエット】配布、アンケート調査実施
11 月	可燃ごみ組成調査第 2 回目調査
12 月	可燃ごみ袋試供品（15ℓ, 30ℓ）配布、アンケート調査実施
平成 22 年 2 月	可燃ごみ組成調査第 3 回目調査
4 月	一般廃棄物処理基本計画パブリック・コメント実施

	ダンボールコンポスト講習会を生ごみリサイクル講習会に変更して実施（年 13 回） 福岡市港湾局との連携事業としてアオサ堆肥を使ったグリーンカーテン講座実施			
5 月	一般廃棄物処理基本計画（改定版）策定			
8 月	緊急雇用対策による市内巡回パトロール開始 ごみ減量・リサイクル優良事業所認定制度開始			
9 月	生ごみ水切りグッズ【水切りダイエット】配布、アンケート調査実施			
10 月	小学生用ワークブック作成委員会第 1 回開催			
11 月	小学生用ワークブック作成委員会第 2 回開催			
12 月	小学生用ワークブック作成委員会第 3 回開催			
平成 23 年 3 月	春日大野城リサイクルプラザ資源回収センター改修工事完了 古紙回収団体向けアンケート調査実施			
4 月	小学生用ワークブック配布、先生向け事前説明会実施			
8 月	事業所ごみ減量・リサイクル推進事業所登録制度開始			
10 月	雑がみ保管袋(9,000 枚)配布、アンケート調査実施 (平野台区、つつじヶ丘区、月の浦区、上大利区へモデル地区として全戸配布)			
12 月	市指定ごみ袋改定検討委員会設置 (H23.12 月～H24.4 月にかけて 5 回委員会開催)			
平成 24 年 7 月	緑のリサイクル処理手数料改定 (大野城環境処理センター、140 円/10kg から 110 円/10kg へ)			
	各コミュニティセンターにて市指定ごみ袋の改定案についての説明会実施			
	市指定ごみ袋の改定案に対するパブリック・コメント実施			
12 月	不燃粗大ごみから回収した廃木材をリサイクル業者へ引き渡し開始 (春日大野城リサイクルプラザ)			
平成 25 年 4 月	有害物の収集を随時収集から週 1 回定期収集へ変更			
6 月	ダンボールコンポストの継続状況に関するアンケート実施			
7 月	市指定ごみ袋の価格・種類改定（7 月 1 日～） <家庭用> (消費税込)			
	種別	大きさ	容量 (ℓ)	販売価格
	もえるごみ袋	大	45	450 円/10 枚
		中	30	300 円/10 枚
		小	15	150 円/10 枚
	資源ごみ袋	大	30	300 円/10 枚
		小	20	200 円/10 枚

	ペットボトル・ 白色トレイ袋	-	30	300 円/10 枚	
	＜事業所用＞ (消費税込)				
	種別	大きさ	容量 (ℓ)	販売価格	
				～H28. 3. 31	H28. 4. 1～
	もえるごみ袋	大	70	525 円/5 枚	700 円/5 枚
		小	45	675 円/10 枚	900 円/10 枚
	資源ごみ袋	-	45	675 円/10 枚	900 円/10 枚
ペットボトル・ 白色トレイ袋	-	45	675 円/10 枚	900 円/10 枚	
※事業所用ごみ袋については、急激な負担増とならないよう段階的に価格を変更					
平成 26 年 1 月	収集業者と協議のうえ第 3 期収集休み廃止決定				
4 月	生ごみ減量化アドバイザー養成講座受講費補助金制度開始				
11 月	第 3 期収集休み（勤労感謝の日前後）廃止				
平成 27 年 6 月	生ごみリサイクル講習会受付を市コールセンターで開始				
8 月	可燃ごみ組成調査第 1 回目調査				
10 月	可燃ごみ組成調査第 2 回目調査				
11 月	不燃ごみ組成調査第 1 回目調査				
12 月	福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）、福岡都市圏南部最終処分場（グリーンヒルまどか）が試運転開始（12 月 1 日～）				
	不燃ごみ組成調査第 2 回目調査				
平成 28 年 1 月	可燃ごみ組成調査第 3 回目調査				
2 月	不燃ごみ組成調査第 3 回目調査				
3 月	古紙等回収奨励金受付を各地域行政センターで開始				
4 月	福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）、福岡都市圏南部最終処分場（グリーンヒルまどか）が本稼働開始（4 月 1 日～）				
6 月	ごみ減量・リサイクルに関する意識調査実施				
平成 31 年 3 月	大野城環境処理センター焼却施設解体撤去工事完了				
令和元年 11 月	緑のリサイクルストックヤード完成				

☆ごみ量の定義☆

①ごみ総排出量	③ごみ収集量＋④直接搬入量＋⑤集団回収量 大野城市で発生する家庭系ごみ、事業系ごみの総量。 収集するごみ排出量（③ごみ収集量）、施設に持ち込まれるごみ排出量（④直接搬入量）、自治会や子ども会などの集団回収活動により回収される資源物の量（⑤集団回収量）を合わせたもの。
②ごみ排出量	③ごみ収集量＋④直接搬入量 家庭や事業所などから出されるごみの量。 収集するごみ排出量（③ごみ収集量）、施設に持ち込まれるごみ排出量（④直接搬入量）を合わせたもの。
③ごみ収集量	ごみの収集車で収集されるごみの量
④直接搬入量	自家用車や会社の車で、直接施設に持ち込まれるごみの量
⑤集団回収量	自治会や子ども会などの集団回収活動により回収される資源の量
⑥中間処理量	施設で処理されるごみの量
⑦中間処理による減量	ごみを焼却することにより減るごみの重量
⑧最終処分量	最終処分場に埋め立てる焼却残さや不燃残さの量
⑨施設資源化量	施設において回収される資源の量
⑩再生利用量	集団回収量と施設で回収される資源量の合計（＝⑤＋⑨）
⑪リサイクル率	⑩再生利用量÷①ごみ総排出量 ごみ総排出量に対する再生利用量の割合。 再生利用量とは、資源物回収量（リサイクルされるごみの量）のことで、春日大野城リサイクルプラザで回収する資源物、大野城環境処理センターで回収される剪定枝・廃木材、区や市民団体の集団回収活動により回収される資源物（集団回収量）などを合わせたもの。
⑫最終処分率	⑧最終処分量÷①ごみ総排出量 ごみ発生量に対する最終処分量（最終処分場に埋め立てられるごみの量）の割合。 最終処分率が低いほど、最終処分場の延命化が図られます。
⑬焼却率	可燃ごみ（粗大ごみ含む）÷①ごみ総排出量 ごみ発生量に対する可燃ごみの割合。